

# 福生市男女共同参画行動計画 (第5期)

平成28年度～平成32年度

～あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり～



**福 生 市**

**平成28年3月**



## はじめに



現在の日本においては、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来、単身世帯・ひとり親世帯の増加により家族形態が多様化しているとともに、東日本大震災を契機に家族や地域のつながりの重要性が再認識されるなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しております。

国の政策方針としても、女性の力の発揮を持続的な経済成長のためにも不可欠のものとして、我が国の成長戦略の中核に位置付け、さまざまな取組を進めております。

このような状況から、女性があらゆる場で能力を発揮できるよう、地域がその実情に応じた取組を進めていくことが今まで以上に求められております。

福生市では、平成8年に「福生市女性行動計画 ふっさ女性プラン」を策定してから20年が経ち、第1期から第4期の計画により、男女共同参画の実現に向けてさまざまな施策に取り組んでまいりました。この間、子育て支援の充実など多くの施策に取り組み、「共働き子育てしやすい街 全国総合ランキング 2位」[日経DUAL (デュアル) 平成27年12月3日]となり、高い評価を得ております。

このたび、本市では平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「福生市男女共同参画行動計画 (第5期)」を策定いたしました。第4期の実績を基礎として、男女共同参画社会の実現に向け、市民の皆様とともに計画を推進してまいります。

まちに活力とにぎわいを創造し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を目指して、計画を実行してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様をはじめとする関係各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました福生市男女共同参画審議会の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成28年3月

福生市長 加藤 育男



# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	2
2 基本理念.....	2
3 計画の性格と役割.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画策定の背景.....	4

## 第2章 福生市の現状と課題

1 統計からみる福生市の現状.....	8
2 市民意識調査結果からみる男女共同参画に関する意識.....	16
3 福生市男女共同参画行動計画（第4期）の実績と課題.....	21

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 主要課題.....	30
2 施策の体系.....	32

## 第4章 計画の展開

主要課題<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり.....	36
主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進.....	43
主要課題<第3> あらゆる暴力の根絶.....	52
主要課題<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	57

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進.....	64
--------------	----

## 第6章 資料編

1	福生市男女共同参画審議会条例	68
2	福生市男女共同参画審議会委員名簿	69
3	福生市男女共同参画審議会審議経過	69
4	諮問・答申	70
5	福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱	71
6	日本国憲法（抜粋）	73
7	女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	76
8	男女共同参画社会基本法	82
9	東京都男女平等参画基本条例	86
10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	89
11	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	98
12	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	101
13	用語解説	107

資料編の用語解説に掲載している用語には、本文中の初出のか所に \* 印を付けています。

# 第1章

## 計画策定にあたって

## 1

## 計画策定の趣旨

平成 11（1999）年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法\*」では、男女共同参画社会の実現を、「21 世紀の我が国の最重要課題の一つ」として位置付けました。これを受けて、法制度の整備等さまざまな取組を展開してきましたが、近年では、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*などの男女間の暴力や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）\*などの新たな課題に対する取組も進められています。

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

福生市（以下「本市」という。）においても、平成 23（2011）年に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第4期）」に基づき各種施策の推進に努め、男女が対等な立場で活躍できる場を拡大してきました。一方で、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識\*）の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組まなければならない新たな課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2

## 基本理念

日本国憲法は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念の一つに掲げ、性による差別をはじめ一切の差別を禁止し、全ての人が個人として尊重され、平等に生きる権利があることを保障しています。

男女共同参画社会基本法第3条においては、「男女が個人として能力を発揮する機会の確保」をはじめとする男女の人権の尊重は、男女共同参画社会形成のための前提であるとうたっています。東京都男女平等参画基本条例においても「性別による権利侵害の禁止」を方針の一つに掲げており、性別にかかわらず個人の尊重は、人間としての生きる権利を保障するものです。

男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりがこの人権尊重の意識を持ち、個人の違いを豊かさとして認識することで、互いの個性を認め合うことが重要となります。

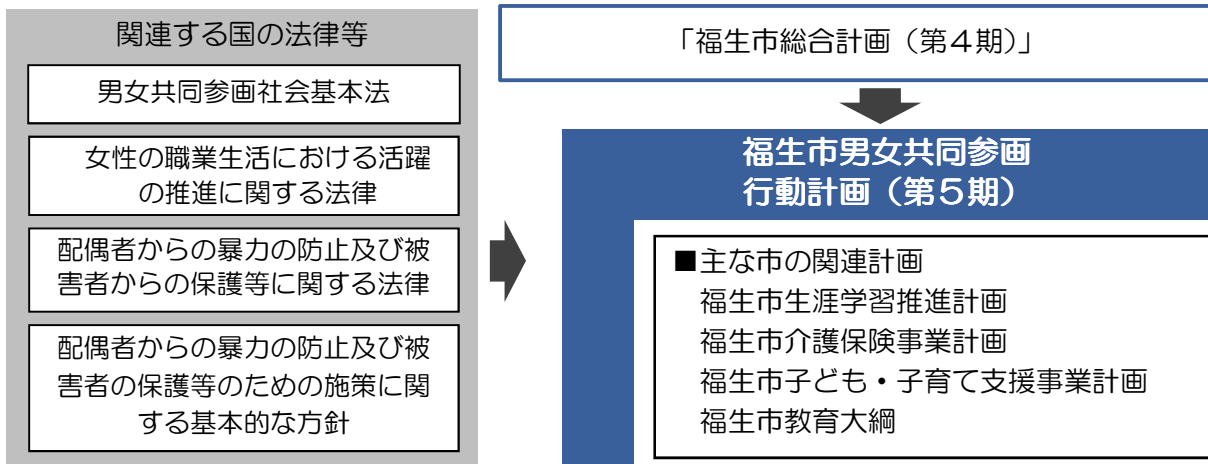
本市は、「女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会」の形成を目指すにあたり、「あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり」を本計画策定にあたっての基本理念とします。



### 3 計画の性格と役割

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果や、「福生市男女共同参画審議会」からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
  - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
  - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条の2に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画(第4次)」及び都の「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を踏まえた上で、「福生市総合計画(第4期)」との整合性を図っています。

図 計画の位置付け



### 4 計画の期間

計画期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。大幅な社会情勢の変化や国・都の動向に対応して、必要に応じて適宜、見直しを行います。

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
	福生市男女共同参画行動計画(第5期)							
					見直し			
	「福生市総合計画(第4期)」							
	修正後期基本計画							
	【国】第4次男女共同参画基本計画							
		【都】男女平等参画のための東京都行動計画						

## (1) 世界の動き

- 昭和 50（1975）年を国際連合が「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国際婦人の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に掲げた「世界行動計画」が採択されると、目標達成に向けての各国での取組が急速に進みました。
- 昭和 54（1979）年にニューヨークで開催された「第 34 回国連総会」において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。日本では昭和 60（1985）年にこの条約を批准しています。
- 昭和 60（1985）年には、「『国連婦人の 10 年』 ナイロビ世界会議（第 3 回世界女性会議）」が開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。また、10 年後の平成 7（1995）年には北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、ナイロビ将来戦略の評価・見直しとともに、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、現在の女性政策の世界的な指針となっています。
- 平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、第 4 回世界女性会議において採択された「北京宣言」及び「行動綱領」の目的と目標達成への決意を表明する「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。
- 平成 17（2005）年の「第 49 回国連婦人の地位委員会〔国連「北京+10」世界閣僚級会合〕」平成 22（2010）年の「第 54 回国連婦人の地位委員会〔国連「北京+15」世界閣僚級会合〕」、平成 27（2015）年の「第 59 回国連女性の地位委員会〔国連「北京+20」世界閣僚級会合〕」では、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況が協議され、一層の取組を求める宣言が採択されています。
- 平成 23（2011）年に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）」を中心に、女性の地位向上を求める動きはますます活発化しています。さらに、「国際環境・開発会議」「世界人権会議」「国際人口・開発会議」などのさまざまな国際会議において、環境、人口、貧困等の地球規模の問題解決のためには、女性の地位向上と参画が不可欠であることが認識されています。

## (2) 国の動き

---

- 昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、国内では男女平等に関する法律や制度の整備が進みました。平成 11（1999）年には、男女共同参画社会形成の一層の推進を図ることを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 平成 13（2001）年に公布・一部施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」は、改正が繰り返されています。平成 25（2013）年には同法が一部改正され、生活の本拠をともしする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- 平成 19（2007）年には、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められました。また、同年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」も改正されています。
- 平成 21（2009）年には、平成 7（1995）年に育児休業法が改正され成立した「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が大幅に改正されました。
- 平成 22（2010）年には、「男女共同参画基本計画」第 3 次計画が策定されました。「男女共同参画社会基本法」施行後 10 年間の反省を踏まえ、より実効性のあるアクション・プランとしての取組が進められています。
- 平成 25（2013）年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされています。
- 平成 27（2015）年には、「男女共同参画基本計画」第 4 次計画が閣議決定されました。行政・企業・政治などあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに 30% とする目標達成に向けて引き続き取り組むものの、女性の参画が遅れている分野については分野別に現実的な数値目標を設定したほか、困難を抱えた女性に対する支援環境の整備等、男女共同参画社会の実現に向けた方向性が示されています。
- 平成 27（2015）年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性の活躍推進法）」が成立しました。これにより、国や地方公共団体、民間事業主について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定<sup>※1</sup>が義務づけられています。

※1 労働者が 300 人以下の中小企業については、努力義務となります。

- 平成 28（2016）年4月の施行を目指して、労働基準法の一部改正に向けた法律案の審議が進められており、一定日数の年次有給休暇の確実な取得や、特定高度専門業務・成果型労働制の創設など、長時間労働の抑制と、労働者の健康維持及び多様な働き方の実現に向けた方策の検討が進められています。

### **（3） 東京都の動き**

---

- 平成 12（2000）年、「男女共同参画社会基本法」を受け、「東京都男女平等参画基本条例」を施行しました。これに基づき、平成 14（2002）年には、「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定し、男女平等に関する取組を積極的に推進してきました。
- 平成 19（2007）年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」などを軸に据えた「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2007」を策定、さらに平成 24（2012）年に新たな重点課題を加えた計画を「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」として改定しています。
- 平成 18（2006）年には、配偶者暴力について、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、その後2回の改訂が図られるなど、配偶者暴力を体系的に示しながら取組を進めています。

### **（4） 福生市の動き**

---

- 平成 8（1996）年に「福生市女性行動計画一ふっさ女性プランー」を策定し、さまざまな女性施策に取り組んできました。その後、男女共同参画社会基本法などの新たな法律の制定を受け、平成 13（2001）年にそれを引き継ぐ形の「福生市男女共同参画行動計画一ふっさ女性プランー（第2期）」を策定し、男女共同参画社会実現に向けたさまざまな取組を進めてきました。
- 平成 18（2006）年に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第3期）」は、平成 23（2011）年には第4期計画として改定を行い、男女共同参画社会の更なる発展を図っています。
- 平成 22（2010）年には「福生市男女共同参画審議会」を設置し、複数の視点から計画を検討する動きを整えました。また、同年4月に、計画に基づく事業の推進を図るため、庁内に「福生市男女共同参画事業推進本部」を設置し、平成 26（2014）年7月に「福生市男女共同参画事業推進会議」へと、名称を変更しました。

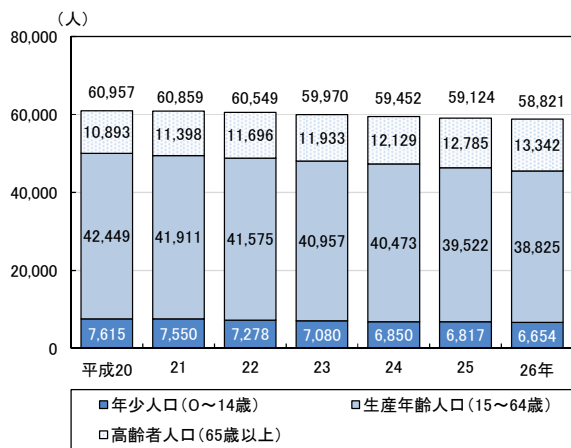
## 第2章

### 福生市の現状と課題

(1) 人口の状況

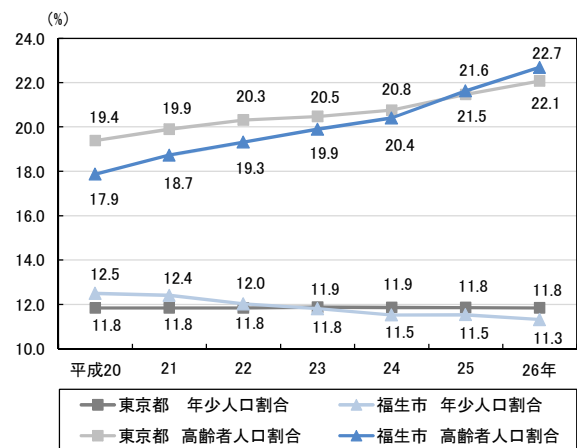
本市の人口は平成 14 年の 62,503 人をピークに減少へと転じ、平成 26 年 1 月 1 日現在 58,821 人となっています（外国人登録者数含む）。年齢 3 区分別でみると、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少している一方、高齢者人口は増加しており、割合では、平成 26 年には年少人口が 11.3%、高齢者人口が 22.7%となっています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移（福生市）



※平成 24 年以前は、外国人登録者数を含む。  
資料：住民基本台帳、外国人登録者数  
(各年 1 月 1 日現在)

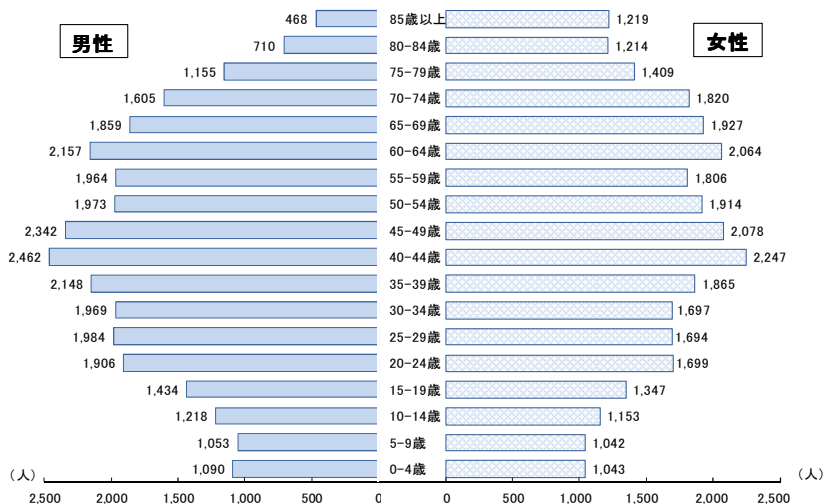
■ 年少人口割合と高齢者人口割合の推移（福生市/都比較）



※平成 24 年以前は、外国人登録者数を含む。  
資料：住民基本台帳、外国人登録者数  
(各年 1 月 1 日現在)

本市の人口構成を人口ピラミッドでみると、男女ともに 40 歳代の働き盛りの世代と、60 歳代のいわゆる団塊の世代を含む世代の人口が多くなっており、年少人口が減少傾向であることを踏まえると、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。地域としての底力を持ち、自治体を維持していくため、特に年少人口と生産年齢人口の減少を食い止める必要があります。

■ 人口ピラミッド（福生市）



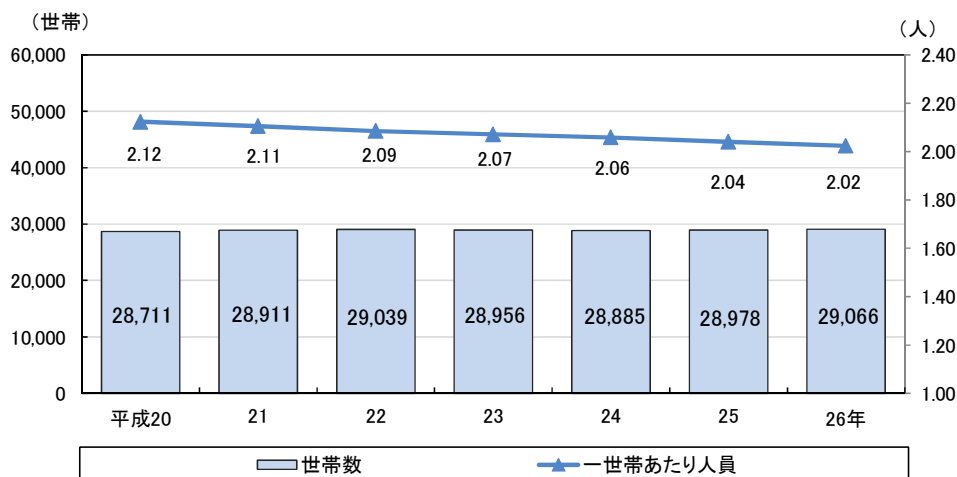
資料：福生市（平成 26 年 1 月 1 日現在）

## (2) 世帯の状況

世帯数は、増減を繰り返し、平成24年以降は増加しています。平成26年には29,066世帯となり、平成20年以降では最も多くなっています。

人口が減少する一方、世帯数は増加しているため、一世帯あたり人員が減少しています。平成20年の2.12人と比較すると、平成26年には2.02人にまで減少しています。

### ■世帯数及び一世帯あたり世帯人員の推移（福生市）

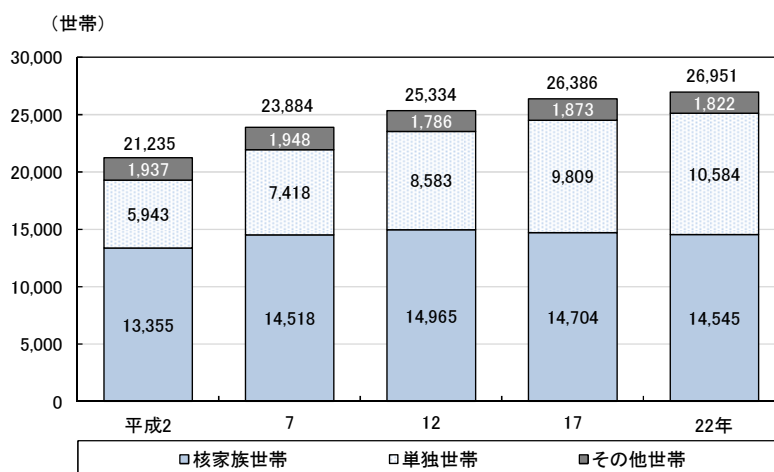


※平成24年以前は、外国人登録者数を含む。

資料：住民基本台帳、外国人登録者数（各年1月1日現在）

家族類型別にみると、単独世帯が平成2年以降一貫して増加しており、平成22年には10,584世帯となっています。核家族世帯は平成12年を境に減少に転じているものの、本市の世帯の半数以上を核家族が占めていることから、世帯の少人数化に伴い、祖父母等の協力を得て家族のみで育児・介護を完結するといった方法が難しくなることが考えられ、育児・介護等に関する支援の必要性がうかがえます。

### ■家族類型別世帯数の推移（福生市）

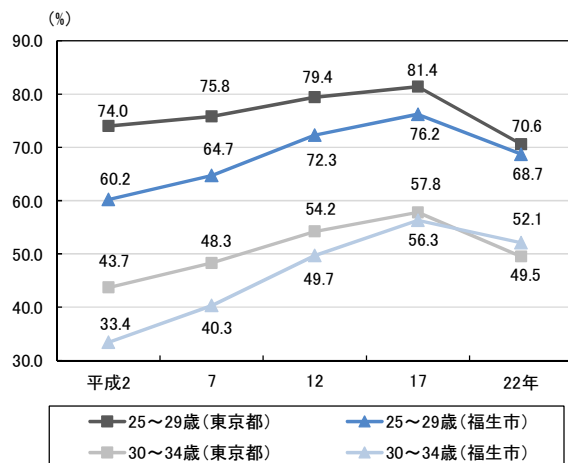


資料：国勢調査

### (3) 結婚・出産・保育の状況

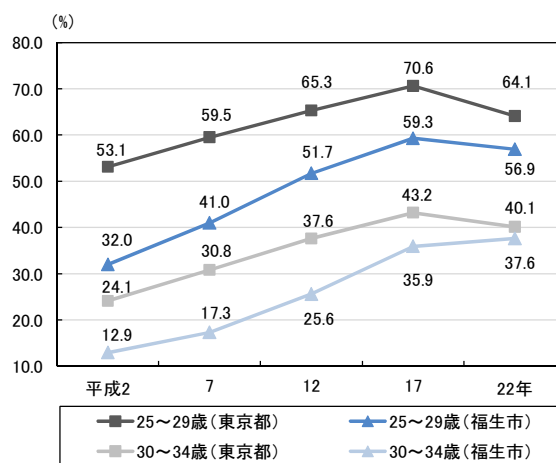
未婚率は、男女ともに平成2年から22年までの20年間で大きく上昇しており、特に、男性の30～34歳では18.7ポイント上昇して都平均を上回り、52.1%となっています。女性については、平成2年以降一貫して都平均を下回って推移しており、平成2年から22年までに、25～29歳では24.9ポイント上昇して56.9%、30～34歳では24.7ポイント上昇して37.6%となり、都と比較すると、本市の未婚率が低いことがうかがえます。

■ 男性の未婚率の推移（福生市/都比較）



資料：福生市子ども・子育て支援事業計画  
(平成27年3月策定)

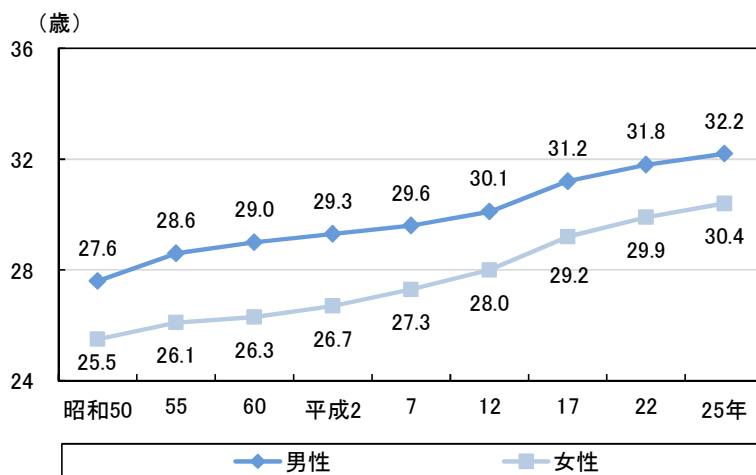
■ 女性の未婚率の推移（福生市/都比較）



資料：福生市子ども・子育て支援事業計画  
(平成27年3月策定)

東京都の平均初婚年齢\*は、昭和50年以降、男女ともに一貫して上昇していることから、晩婚化が進行していることがわかります。平成25年には、女性の平均初婚年齢が30歳を超えています。本市においても、都と同様の傾向にあることが推測されます。一般的に、晩婚化の進行は少子化の進行につながるため、更なる少子化が懸念されます。

■ 平均初婚年齢の推移（東京都）

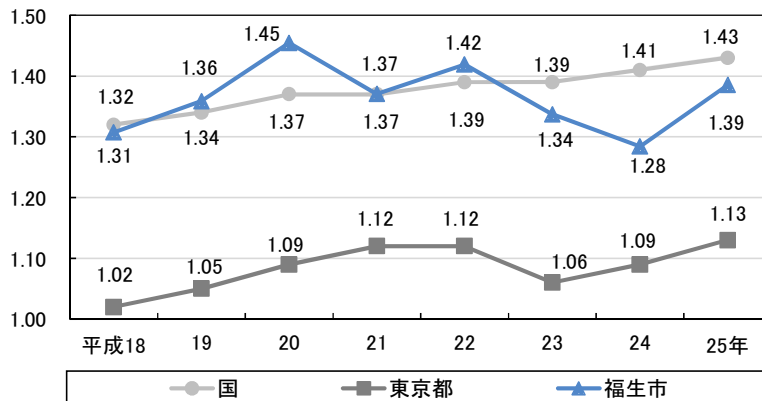


資料：人口動態統計



合計特殊出生率\*の推移をみると、平成 25 年には本市では 1.39 となっていて、都の水準よりも高くなっていることから、1 人の女性が一生に産む子どもの平均数が都平均よりも多いことがうかがえます。

■合計特殊出生率の推移（福生市/都・国比較）



資料：人口動態統計

母の年齢階級別の出生割合では、東京都や多摩地域市部と比べると、本市では 15～29 歳の割合が高くなっていることから、本市の女性については若い年齢での出産が多いことが分かります。

■母の年齢階級別の出生割合（平成 25 年）（福生市/都・市部比較）

単位：%

	総数	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
東京都	100.0	0.7	5.0	21.8	37.6	28.0	6.6	0.2
多摩地域市部	100.0	0.9	6.0	23.1	37.3	26.5	6.0	0.1
福生市	100.0	1.8	9.4	25.8	36.3	21.4	5.1	0.2

※網掛け部分は、同じ年齢階級のなかで割合が最も高い欄。

資料：平成 25 年 人口動態統計

保育所の待機児童数は、平成 22 から 24 年度までは増加しているものの、定員を増やした平成 25 年度以降は一桁台まで減少しており、定員増加の取組に一定の効果があつたことがうかがえます。今後も、待機児童数ゼロを目指して取り組む必要があります。

■待機児童数の推移（福生市）

単位：人

年度	定員	待機児童					待機児童計
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	
平成 22 年度	1,175	4	7	1	0	0	12
平成 23 年度	1,200	5	6	0	0	0	11
平成 24 年度	1,200	1	22	0	2	0	25
平成 25 年度	1,280	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	1,280	0	5	0	0	0	5

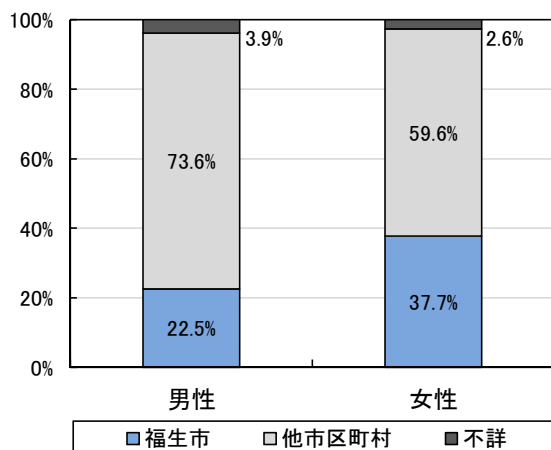
資料：福生市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）

## (4) 就労の状況

市民の従業地を男女別の割合で見ると、福生市が男性では22.5%、女性では37.7%となっています。男女ともに、他市区町村で働く人が福生市内で働く人を上回っており、本市がベッドタウンとしての役割を担っていることがうかがえます。

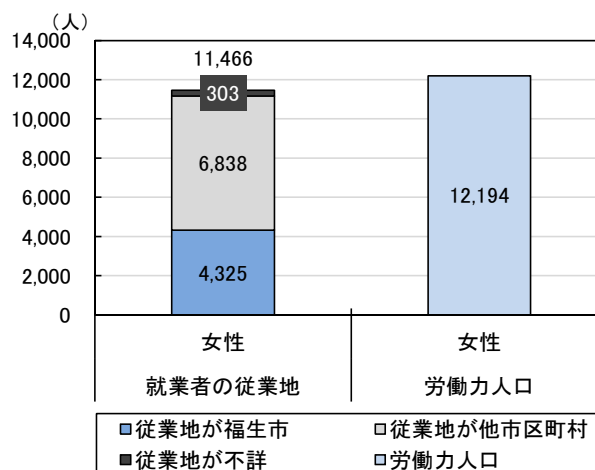
また、女性に関しては、労働力人口12,194人に対し、就業者数は11,466人となっており、働く意思がありながら就業できていない女性は728人となっています。

■ 就業者の従業地（福生市）



資料：国勢調査（平成22年）

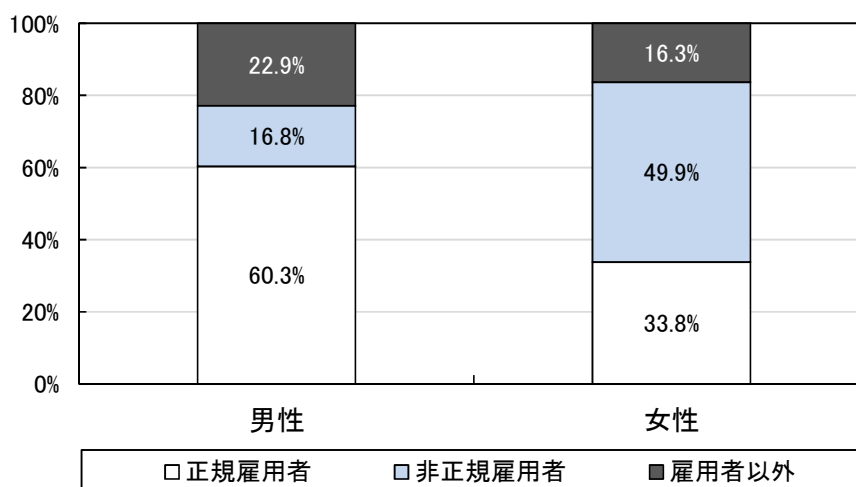
■ 女性就業者の従業地と労働力人口（福生市）



資料：国勢調査（平成22年）

市民の雇用形態を男女別の割合で見ると、正規雇用者は男性では60.3%、女性では33.8%となっています。女性では、非正規雇用者が約半数を占め、正規雇用者を上回っており、男性と女性では女性の方が非正規雇用者の割合が高い現状となっています。

■ 就業者の雇用形態（福生市）

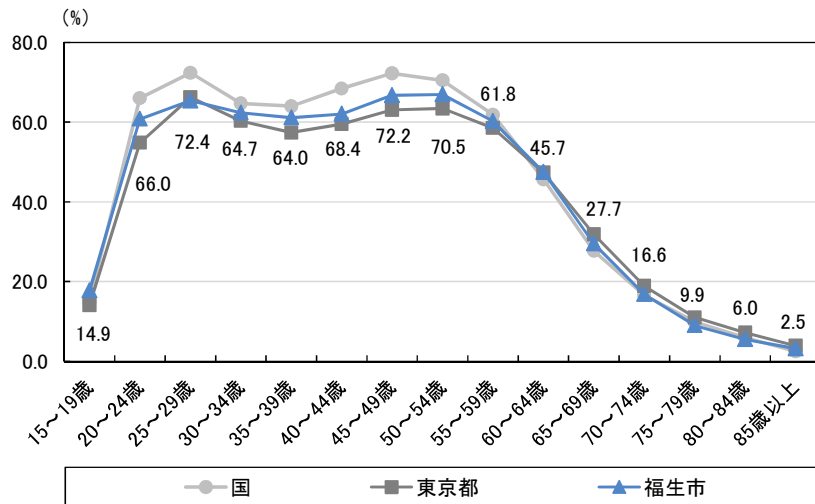


※「雇用者以外」には、役員、雇人のある業主、雇人のない業主（家庭内職者を含む）、家族従業者を含む。

資料：国勢調査（平成22年）

女性の労働力率\*については、15～59歳においては都平均よりも高くなっています。また、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線\*の底が、国及び都平均よりも浅く、グラフの形状が台形に近くなっていることから、本市では、子育て世代においても就業への意欲を持つ女性が多いことが特徴であるといえます。

■ 5歳年齢階級別の女性の労働力率（福生市/都・国比較）

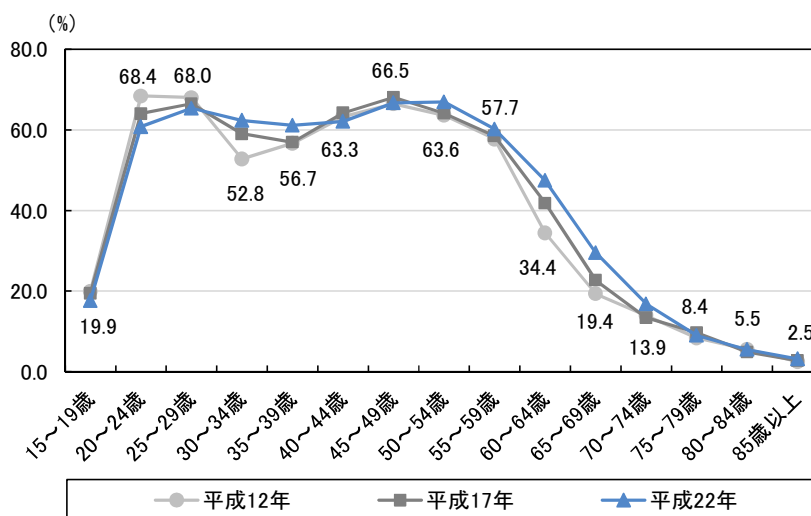


※数値は福生市のみ。

資料：国勢調査（平成22年）

平成12年からの10年間での変化についてみると、平成12年には30～34歳であったM字曲線の底が、平成22年には、35～39歳へと移行しており、晩婚化の影響がうかがえます。また、60～74歳の労働力率が10年間で上昇しています。このことから、本市においては30歳代の結婚や出産の時期と、子育てを終えた60・70歳代に、就業への意欲を持つ女性が増加していることがうかがえます。

■ 5歳年齢階級別の女性の労働力率（福生市）

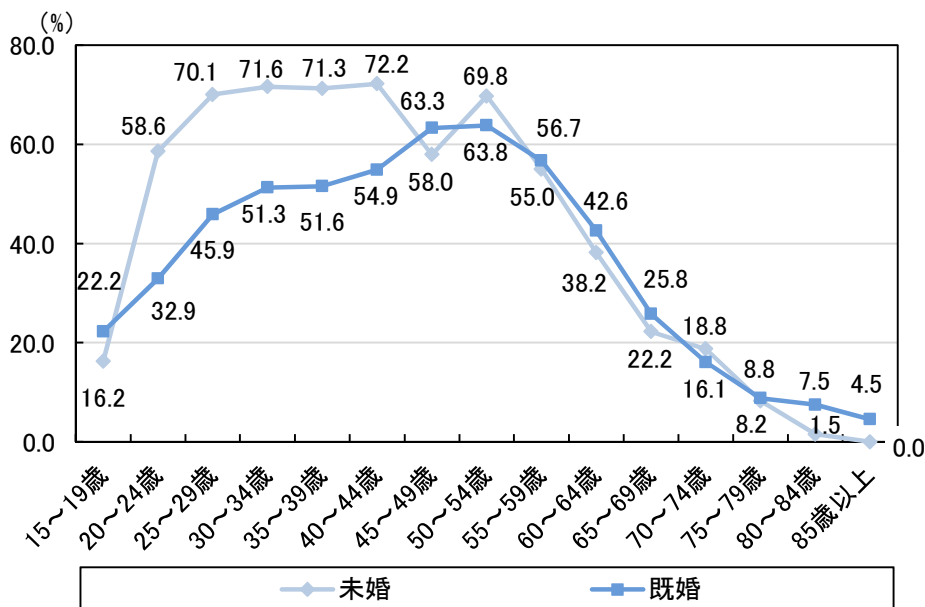


数値は平成12年のみ。

資料：国勢調査

未婚・既婚別で女性の就業率をみると、20～44歳で未婚の女性は就労の割合が高い一方、既婚の女性の約半数は未就業となっており、未婚と既婚とで就業率に20ポイント近い差があります。また、既婚女性の就業率は50歳代まで世代を追うごとに上昇しており、子育ての進行とともに働く女性が増加していることがうかがえることから、本市においては既婚女性に対して就業を促す素地があります。

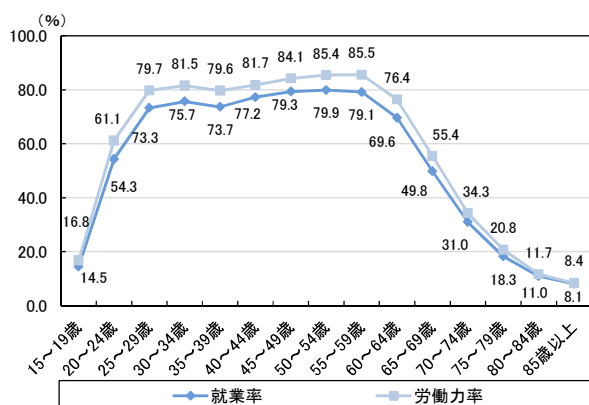
■女性の未婚・既婚別の就業率（福生市）



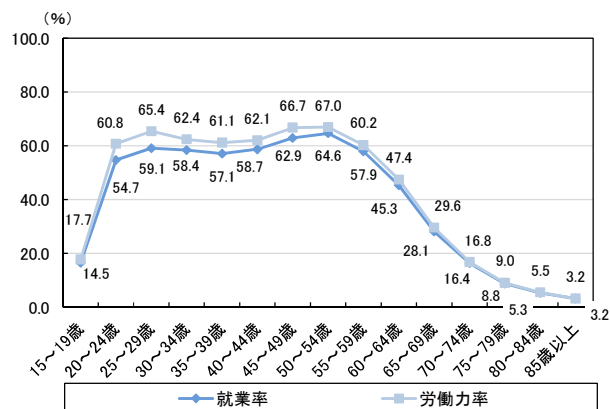
資料：国勢調査（平成22年）

男女別に5歳階級別の就業率\*と労働力率をみると、男女ともに20～29歳で就業率と労働力率の差が6ポイント以上あり、若い世代に働く意欲があるものの就職に結びついていない人が多いことがわかります。また、男性では35～39歳と55～64歳でも就業率と労働力率の差が6ポイント以上あり、これらの年齢層の人を就業へ結び付けていくことが重要です。

■男性の5歳階級別就業率と労働力率（福生市）



■女性の5歳階級別就業率と労働力率（福生市）

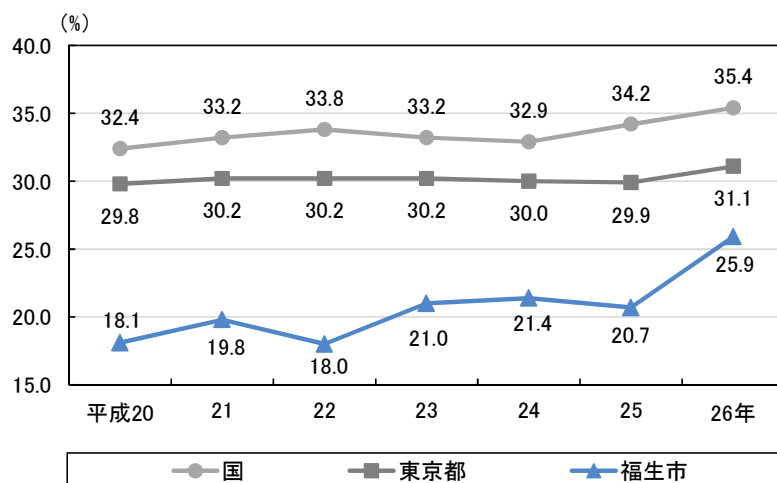


資料：国勢調査（平成22年）

## (5) 女性の参画の状況

女性の参画率を示す指標である、審議会等における女性委員の割合については、平成26年4月1日現在では25.9%となっています。平成20年以降参画率は上昇傾向にあるものの、本市で掲げる30%の目標達成に向けて、引き続きの取組が必要です。

### ■ 審議会等における女性委員の比率（福生市/都・国比較）



資料：東京都、福生市：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年4月1日現在）  
国：内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（各年9月30日現在）

## 2 市民意識調査結果からみる男女共同参画に関する意識

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画の策定に反映させることを目的として、市民意識調査を実施しました。

前回調査と比較すると、男女で仕事と家事の両方に取り組もうとする意識と、女性の就労継続に肯定的な考えをもつ回答の割合がそれぞれ高まっています。一方、男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに家庭と仕事が両立できるような環境の整備が強く求められています。

- ・調査地域 : 福生市全域
- ・調査対象 : 住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女2,000人
- ・調査期間 : 平成26年12月11日～平成27年1月12日
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収による調査
- ・回収数 : 579件(回収率:29.0%)
- ・回答者男女比:男性18.8%、女性79.5%、無回答1.7%

※「市の前回」「前回調査」とは、平成18年に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(配布:1,500人、有効回収数462件、回収率:30.8%、回答者男女比:男性41.6% 女性58.2% 無回答0.2%)を表しています。

### 今回の市民意識調査結果の誤差について

今回の調査は、調査対象となる母集団(市内在住の20歳以上の男女)から一部を抽出した標本調査です。しかし、抽出データであるため、母集団に対して若干の誤差が生じています。この誤差については、まず、母集団比率の推定において信頼度を95%として標準誤差を算出しており、次の式によって算出されます。設問における回答比率が50%の時に標準誤差は最大となりますが、今回の調査結果では、回答比率が50%の時の標準誤差は±4.05%となっており、望ましいとされている最大標準誤差5%未満の範囲内となっています。

$$\text{標準誤差} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N:母集団数(福生市全体の20歳以上の人口) n:標本数(実際の回答数) P:回答の比率

### 標準誤差について

母集団から、2,000人抽出した調査結果を、その母集団に戻した時にどれほどの誤差が生じる可能性があるかを、信頼度95%でみます。

※この信頼度95%とは、「100回行えば95回は同じ結果となる(5回は異なる結果となる)」という意味です。

統計学では、特殊な場合を除き、一般的には信頼度を95%と設定して誤差を算出します。

これにより算出された誤差は以下のとおりです。(N=49,355、n=579で算出)

※Nは26年3月1日現在(住民基本台帳より)

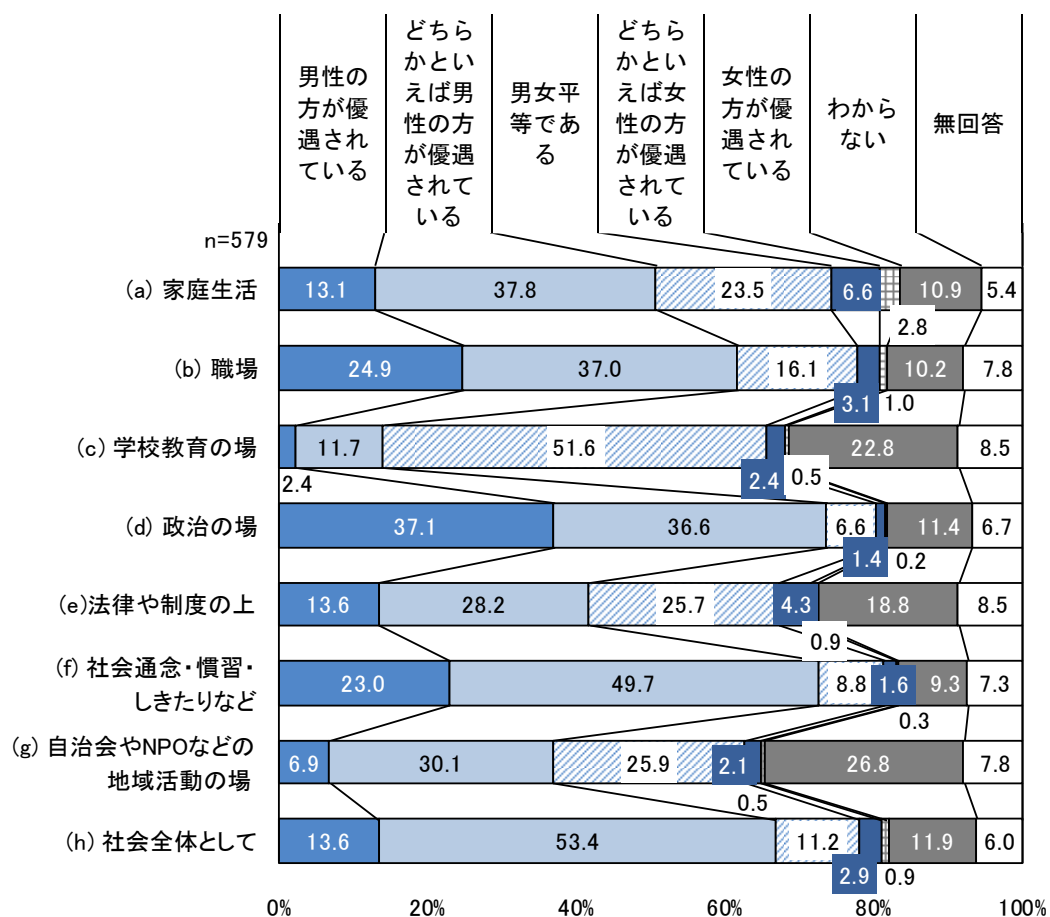
回答の比率	99%または1%前後	90%または10%前後	80%または20%前後	70%または30%前後	60%または40%前後	50%または50%前後
標準誤差	±0.81%	±2.43%	±3.24%	±3.71%	±3.97%	±4.05%

見方について上表を例にすると、一つの選択肢に対し、「回答率が10%(もしくは90%)であった場合、その回答率の母集団に対する誤差の範囲は最高で±2.43%である」とみます。つまり、母集団に置き換えると、回答率が7.57%~12.43%(87.57%~92.43%)になるといえます。

## (1) 男女平等の意識について

さまざまな分野における男女の地位の平等感については、〈学校教育の場〉で「男女平等である」の割合が最も高くなっています。続いて〈自治会やNPOなどの地域活動の場〉、〈法律や制度の上〉の順に高い割合となっています。

### ■さまざまな分野における男女の地位の平等感



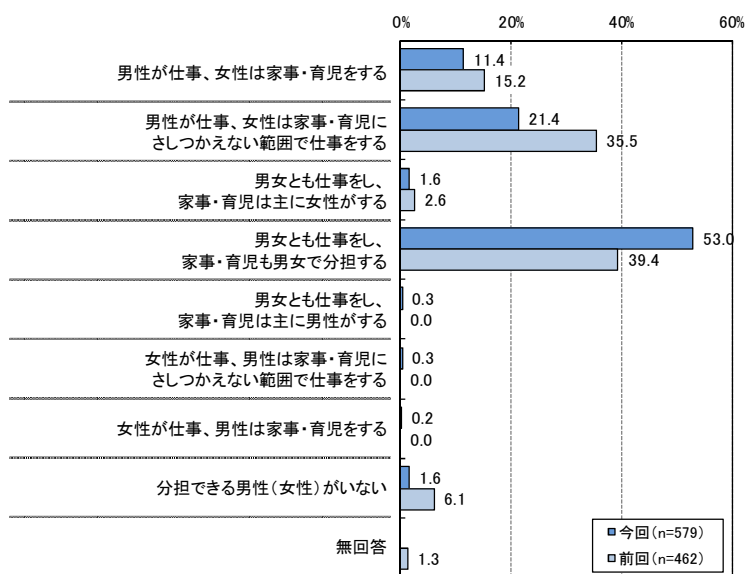
## (2) 性別役割分担意識について

男女の性別役割分担については、理想では、「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担する」が53.0%と最も高くなっています。現状では、「男性が仕事、女性は家事・育児をする」が22.8%で最も高く、次いで「男性が仕事、女性は家事・育児にさしつかえない範囲で仕事をする」が17.4%となっています。

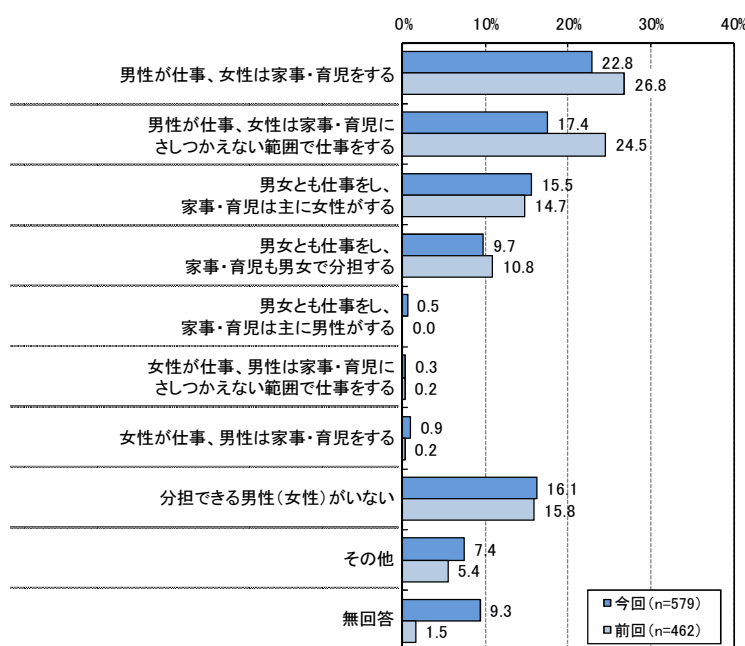
前回調査と比較すると、「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担する」を理想とする人の割合は13.6ポイント増加しており、男女で仕事と家庭の両方に取り組んでいこうとする意識が高まっていることがうかがえます。

### ■ 性別役割分担に対する意識（市の前回比較）

#### 《理想》



#### 《現状》



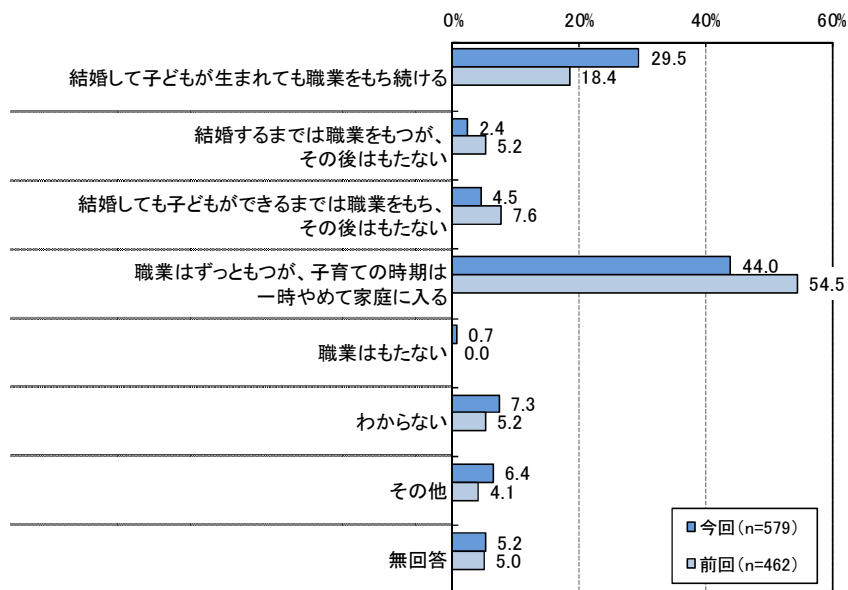


### (3) 女性と就労について

女性と職業の望ましいかわり方については、「職業はずっともつが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」の『中断再就職型』が44.0%と最も高く、次いで「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」の『職業継続型』が29.5%となっています。

前回調査と比較すると、『中断再就職型』が減少する一方で『職業継続型』が増加しており、女性の就労継続に肯定的な考えをもっている割合が高まっていることがうかがえます。

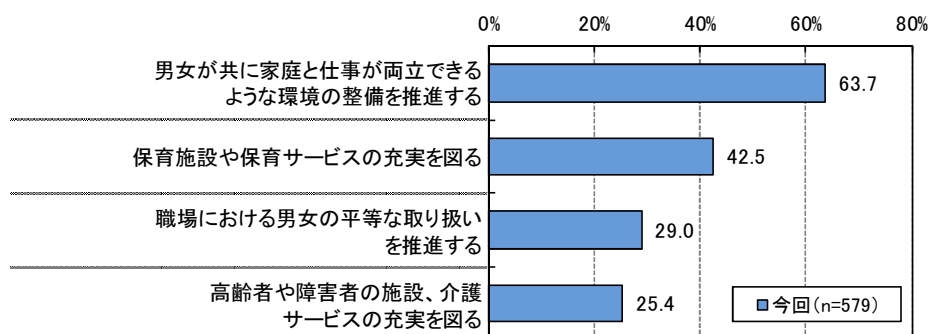
#### ■ 望ましい女性の働き方（市の前回比較）



#### (4) 男女共同参画実現のために重要なことについて

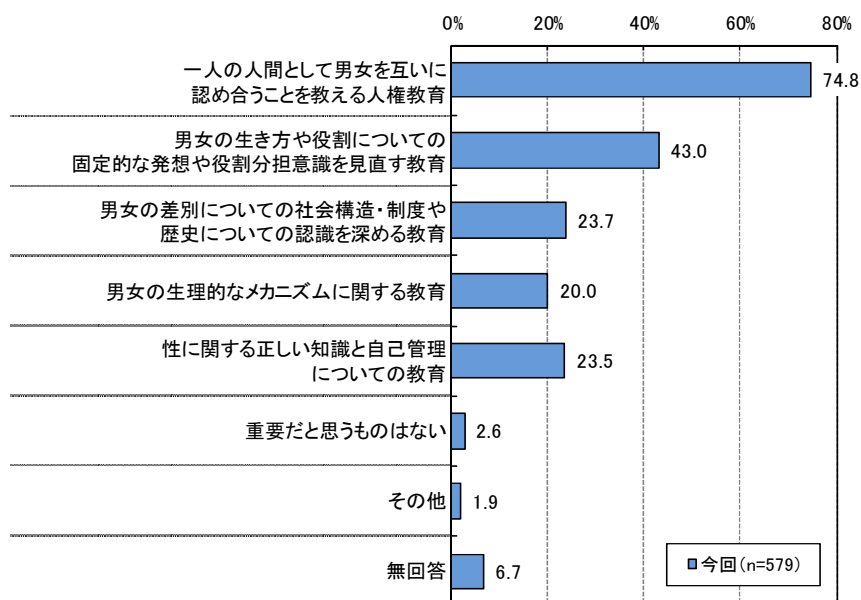
男女共同参画社会の実現に重要なことについては、「男女が共に家庭と仕事が両立できるような環境の整備を推進する」が63.7%と最も高く、次いで「保育施設や保育サービスの充実を図る」が42.5%、「職場における男女の平等な取り扱いを推進する」が29.0%となっています。

##### ■ 男女共同参画社会実現のために重要なこと（上位4項目）



男女共同参画社会形成のために行う教育の内容で重要な取組としては、「一人の人間として男女を互いに認め合うことを教える人権教育」が74.8%で最も多く、次いで「男女の生き方や役割についての固定的な発想や役割分担意識を見直す教育」が43.0%となっています。

##### ■ 男女共同参画社会形成のために行う教育で重要なこと



### 3 福生市男女共同参画行動計画（第4期）の実績と課題

本市では、“女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う「男女共同参画社会」”の形成を目指して、「福生市男女共同参画行動計画（第4期）」（平成23～27年度）（以下「第4期計画」という。）を策定し、さまざまな施策を実施してきました。

第4期計画の主要課題ごとに、計画期間中の実績と課題をまとめます。

※かっこ内の問番号は、平成27年2月に福生市がまとめた、「男女共同参画に関するアンケート調査報告書」内の設問番号を表しています。

#### 主要課題＜第1＞ 人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり

男女が性別に捉われずに社会のあらゆる分野に参画するための意識づくりは、男女共同参画社会形成のためのあらゆる施策実施の基盤となるという観点から、本市では、人権の尊重を軸として、男女共同参画社会の意義を市民に意識付けるための啓発活動や教育・学習、また男女が生涯にわたって心と体の健康を保つための取組を推進してきました。

##### 第4期計画期間中の市の実績

年に3回発行し全戸配布している男女共同参画情報紙「あなたとわたし」では、男女共同参画に関する幅広い情報を掲載し、広く市民や事業者への情報発信及び啓発に努めてきました。

毎年異なるテーマを掲げて実施している「男女共同参画フォーラム」では、26年度には29人が参加しました。また、健康支援の一環として、育児に対する男女共同参画を推進するため、母子保健事業として「パパママクラス」を実施していますが、26年度には母親になる方延341人、父親になる方延141人の、計延482人の参加がありました。健康教育は、26年度には126回実施し、延3,774人の参加がありました。

男女共同参画社会への意識づくりを行ううえで、学校教育は重要であり、人権教育の推進に向けて、教員に対する指導や研修を実施してきました。

##### ◆主要課題＜第1＞の主な実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
男女共同参画フォーラム参加者数	37人	35人	29人	29人
パパママクラス延参加者数	340人	437人	427人	482人
健康教育実施回数	136回	130回	122回	126回

## 市民意識調査等からわかる現状

### ■男女平等意識について、性別や分野による差がみられます。

- 男女の平等意識について、さまざまな分野における男女の地位の平等感については、〈学校教育の場〉、〈自治会やNPOなどの地域活動の場〉、〈法律や制度の上〉では『男女平等』の割合が高くなっていますが、〈政治の場〉、〈社会通念、慣習、しきたりの場〉では『男性優遇』と感じている割合が高くなっており、分野や性別により大きな違いがみられます（問27）。

### ■男女共同参画に関する学習機会や、啓発活動が求められています。

- 男女共同参画社会の形成のために行う教育の内容で重要な取組として、「一人の人間として男女を互いに認め合うことを教える人権教育」が最も割合が高く、次いで「男女の生き方や役割についての固定的な発想や役割分担意識を見直す教育」となっています（問23）。

○性別や分野によって男女平等意識の感じ方に差があることから、今後も引き続き男女共同参画社会の形成に向けた啓発と情報提供に取り組んでいくことが必要です。

○教育分野では、男女の役割分担意識解消を見直すための教育とともに、男女共同参画社会の形成に向けた基盤となる個人の人権意識を若い世代から育てていくことが重要であり、また教育の実施にあたっては、男女共同参画の視点に立って進める必要があります。

## 主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

平成 19（2007）年に国が新たに策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を受けて、本市においては、“誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活の実現”というワーク・ライフ・バランスの概念を市民に普及し、労働環境を整備するよう企業や市民に働きかけてきたとともに、介護や育児支援の面から、仕事と生活の両立に向けた取組を実施してきました。

### 第4期計画期間中の市の実績

ワーク・ライフ・バランスを進めるにあたって、子育て支援は重要であり、本市では多様なニーズに対応する育児施策を推進してきました。病後児保育は、26年度には2か所で引き続き実施し、27年度からは新たに病児保育を開始しました。学童クラブについては、23～26年度は希望する児童全員が入所することができており、26年度には定員に対して76.8%の入所率です。また、放課後に児童に学校での遊び場を提供する等して児童及びサポーターとの交流を図るふっさっ子の広場への参加児童数は26年度には41,306人となっています。

職場における働きやすい環境づくりについては、市内企業に対し、次世代育成支援対策の取組に関する情報を提供することにより、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）\*の普及・啓発に努めてきました。

#### ◆主要課題<第2>の主な実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
病後児保育の実施	1か所	1か所	2か所	2か所
学童クラブの定員に対する入所率	82.4%	81.7%	73.5%	76.8%
ふっさっ子の広場への参加児童数	37,632人	44,007人	42,436人	41,306人

## 市民意識調査等からわかる現状

- **男女で家庭と仕事を両立することを可能にする取組が求められています。**
  - 男女の仕事と家事・育児に関する役割分担について、理想と現状に差がみられます（問 1）。
  - 育児・介護休業を取得しない人の理由で最も割合が高いのは、職場に休める雰囲気がないこととなっています（問 12-1）。また、東京都における育児休業の取得割合は、女性が 93.4%、男性は 1.7%となっており、男女で育児・介護休業の取りやすさについては差があります。
  - 男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が共に家庭と仕事を両立できるような環境整備」と、「保育施設や保育サービスの充実」が求められています（問 30）。
- **家庭における分担も、男女で負担を分け合っていくことが求められています。**
  - 内閣府の調査によると、共働きの家庭において、夫の家庭内労働時間と比較して、妻の家庭内労働時間が長くなっています。

○男女の役割分担についての理想と現実には差がある現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けては、家庭と仕事の両立に向けた環境整備が求められています。

○ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、行政から企業へ働きかけることにより、行政と企業の連携を図っていく必要があります。

## 主要課題<第3> あらゆる暴力の根絶

平成 19（2007）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」の改正により、市町村基本計画の策定の努力義務が定められました。その動きを受け、配偶者からの暴力をはじめとする男女間の暴力や、主に女性が被害者となるセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力は絶対に許されるものではなく重大な人権侵害にあたるという観点から、本市ではあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進してきました。

### 第4期計画期間中の市の実績

配偶者や交際相手からの暴力については、デート DV についての啓発資料を新成人に配布するとともに、DV 防止法の改正についての周知にも、市のホームページや広報の活用、人権講座の実施を通して取り組み、啓発活動に努めてきました。DV やストーカー行為被害者等への支援は、26 年度に 72 件実施し、被害者を保護するための措置を行いました。

また、家庭訪問事業や児童相談所等との連携を通して、虐待の把握と予防的支援にも取り組んできました。

#### ◆主要課題<第3>の主な実績

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
デート DV についての啓発資料の配布数	427 枚	431 枚	427 枚	457 枚
DV やストーカー行為被害者等への支援件数	25 件	59 件	76 件	72 件
DV 防止についての人権講座の開催数	2回	1回	1回	1回

### 市民意識調査等からわかる現状

- 男女間の暴力に関して、被害内容を正しく啓発していく必要があります。
  - ・配偶者暴力（DV）の言葉自体を知らない人は 1.0%となり、平成 18 年に市が実施した調査時の 3.5%よりも低い割合となっています。DV を直接・間接経験した人の合計は 3割台となっている一方で、実例を知らない人は約7割となっています（問 24）。
  - ・DV の被害者の対処として、市の意識調査では「だれにも相談しなかった」が最も多くなっています（問 24-1）。また交際相手からの暴力に対して、国では被害者の約5割、都では約7割が交際継続を選択しています。
- あらゆる暴力に対応できる相談体制と支援強化が求められています。
  - ・DV やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）\*などの人権侵害をなくすために必要な行政の取組としては、「苦情や悩みに対応できる相談体制の充実」が最も高くなっています（問 25）。
  - ・内閣府の調査によると、子どものいる家庭における配偶者暴力については、子どもも被害を受けている場合が3割となっています。

○支援に結びついていない被害が存在していることから、被害を受けた方が正しい対処を選択できるよう、啓発活動に引き続き取り組んでいくとともに、市民が求める相談体制を整備し、関係機関と連携した被害者の早期発見が求められます。

## 主要課題<第4> あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現においては、社会のあらゆる分野において、男女が個人の意思に基づいて対等な立場で参画していくことが重要であるという観点から、本市では、現行計画の策定にあたっては、政策・方針決定の場への参画の促進と、国際理解と共生の促進を施策の方向に位置付け、あらゆる分野への男女共同参画の推進に向けて取り組んできました。

### 第4期計画期間中の市の実績

男女共同参画を推進するための仕組みづくりについては、審議会等の女性委員の割合を30%にすることを掲げて実施しており、関係各課において推進を図りました。また、女性職員の比率は、平成26年4月1日現在31.9%となり、目標値の30%を初めて達成しました。

#### ◆主要課題<第4>の主な実績

	23年度	24年度	25年度	26年度
審議会等における女性委員の比率 (各年4月1日現在)	21.0%	21.4%	20.7%	25.9%
女性職員比率 (各年4月1日現在)	29.8%	29.8%	29.7%	31.9%

#### ※30%の目標値について

「黄金の3割」という考え方があります。これは、ハーバード大学のロザベス・モス・カンター教授による、構成員の30%を少数派が占めると、意思決定に影響を持つようになるという理論です。会社などの意思決定の場では、さまざまな立場の人が参画し、活発な議論が行われなければなりません。したがって、意思決定の場にある一定割合の女性の参画が必要であるという考え方につながります。

また、国は、「国連ナイロビ将来戦略勧告」で提示された目標を基に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に引き上げる」という数値目標を掲げています。

「第4次男女共同参画基本計画」の「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の中においても、「30%達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進」を掲げていることから、この数値に基づき本市も取組を進めます。

指導的地位に占める女性の割合は分野により差があることから、あらゆる分野において女性が活躍できる社会の達成に向け、審議会等における女性の割合について、30%達成のため、庁内及び市民への働きかけに努めます。



## 市民意識調査等からわかる現状

- **政策・方針決定の場への女性の参画を推進する必要があります。**
  - 国の調査によると、政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営であるから」が最も多くなっています。
  - 審議会等における女性委員の比率は平成 26 年度には 25.9%となっており、女性の更なる参画に向けては、ポジティブ・アクションとして、一定数の女性の登用を計画に位置付け、推進する必要があります。
  
- **地域活動への男女共同参画を推進していく必要があります。**
  - 自治会やNPOなどの地域活動の場における『平等』の割合は高くなっており、引き続き、地域活動への男女双方の参画を推進していくとともに、健康・趣味、特技、学習などと結び付けて場づくりと情報提供を進めていくことが求められています（問 27）。
  
- **防災・災害復興対策においては、男女共同参画の視点を取り入れて進める必要があります。**
  - 防災・災害復興対策において、男女の性別に配慮して取り組むべきこととしては、「食料、飲料水、医薬品等の備蓄品や供給体制」が最も多く、続いて「避難所の設置・運営体制」となっています（問9）。
  - 被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。
  
- **困難を抱える男女への支援が求められています。**
  - 一般世帯総数に占めるひとり親世帯の割合は、平成 22 年には、本市では 9.7%となり、東京都の 7.5%よりも高い割合になっています。また、本市におけるひとり親世帯数は、平成 12 年からの 10 年間に 18.6%増加しています。
  - 平成 27 年 1 月 1 日現在、福生市の人口に占める外国人人口の比率は 4.63%となっており、東京都の 3.13%よりも高い割合となっています。
  - 障害があること、日本で働き生活する外国人、性的少数者等は複合的に困難な状況に置かれている場合があり、それぞれの状況に応じた支援を行う必要があります。

○本市では、女性職員の活用に積極的に取り組んでおり、政策・決定方針の場における女性参画の進展がみられますが、引き続きの取組が必要です。

○近年、生活困窮者、性的少数者\*、外国人、ひとり親家庭\*等に対する支援や、東日本大震災を受けての防災分野における男女共同参画の取組等、男女共同参画社会の実現に向けて本市が取り組むべき分野は多岐にわたっており、今後も引き続き力を入れていく必要があります。



## 第3章

### 計画の基本的な考え方

人権の尊重は男女共同参画社会の形成に向けたあらゆる施策の基盤となる考え方であり、本市においても基本理念において、「あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり」を掲げています。本計画はこれまでの実績や現状に関する分析を踏まえたうえで、基本理念に基づき、次の4つの主要課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

### 主要課題<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり

男女共同参画に関する広報・啓発や情報提供を通して、市民に対して男女共同参画の重要性を啓発します。また、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより、子どもから大人まで、男女共同参画を理解できるよう支援します。

### 主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランスを進めるにあたって重要となる子育て・介護支援に引き続き取り組むとともに、職場における働きやすい環境づくりのため、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。また、国が推進している女性の活躍推進の流れを踏まえ、女性が多様な働き方を選択することが出来るよう、女性の能力開発や就職支援を進めます。家庭においても男女共同参画を推進し、男女の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。また、生涯にわたる健康づくりと、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*に対する理解の促進を通して、男女が互いの性差を尊重し、あらゆる人が健康に暮らす社会を目指します。

### 主要課題<第3> あらゆる暴力の根絶

暴力の種類が多様化が進み、配偶者間だけでなく、交際者間の暴力や、女性に対するハラスメント\*が問題となっています。暴力に関する正しい知識を市民全体に啓発することで、暴力を認識し、未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。また、被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を進め、自立支援を推進していくことにより、被害者が守られ、また暴力を繰り返さない仕組みを整えます。DV以外の暴力に対しては、早期に発見される仕組みの確立と各施設との連携を進め、本市全体での被害者支援に取り組めます。

### 主要課題<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進

審議会等の女性委員の割合を30%にするという目標の達成に向け、審議会等に女性委員を積極的に登用するなど、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。地域活動や地域防災において男女共同参画の視点から取り組み、地域のつながりのなかで男女がともに豊かな生活を送ることができる基盤づくりを進めます。また、ひとり親家庭や性的少数者等、複合的な困難を抱えがちな人に対する支援を行い、あらゆる人が安心して暮らすことのできる、男女共同参画社会の実現を進めます。



基本理念

あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題

<第1> 男女共同参画社会形成への意識づくり

<第2> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

<第3> あらゆる暴力の根絶

<第4> あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向

施策

1-1	男女平等意識の推進	(1)	男女共同参画に関する広報・啓発の推進
		(2)	男女共同参画に関する情報収集と提供
		(3)	多文化共生に向けての男女共同参画の推進
1-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1)	学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進
		(2)	男女共同参画に関する社会教育の推進
2-1	家庭と仕事の両立支援の推進	(1)	家庭と仕事の両立に対する理解促進
		(2)	子育て支援サービスの充実
		(3)	介護支援サービスの充実
		(4)	適切な情報提供の実施
2-2	女性の多様な働き方への支援	(1)	女性の能力開発の推進
		(2)	女性の就業・再就職支援
2-3	家庭における男女共同参画の推進	(1)	家事・育児・介護への男女共同参画の推進
2-4	生涯にわたる健康づくりの推進	(1)	母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）
		(2)	心身の健康づくりの推進
3-1	あらゆる暴力に関する未然防止策の推進	(1)	DV・デートDVに関する正しい知識の啓発
3-2	被害者を支援する仕組みの強化	(1)	相談体制の強化と周知
		(2)	被害者の自立支援の推進
3-3	虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1)	早期発見のための取組と連携強化
4-1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	(1)	政策・方針決定の場への男女の意見の反映
		(2)	女性リーダーの育成
		(3)	庁内における男女共同参画の推進
4-2	ともに助け合う地域づくりの推進	(1)	地域活動への男女共同参画の推進
		(2)	地域防災への男女共同参画の推進
4-3	困難を抱える男女への支援	(1)	ひとり親家庭や性的少数者等への支援

計  
画  
の  
推  
進

※施策の方向 1-1(2)、2-1・2-2・2-3、4-1 を「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。（太線による囲み部分）

※施策の方向 3-1・3-2 を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。（点線による囲み部分）

(1)	庁内推進体制の充実
(2)	市民との連携
(3)	国・都・他区市町村や企業等との連携





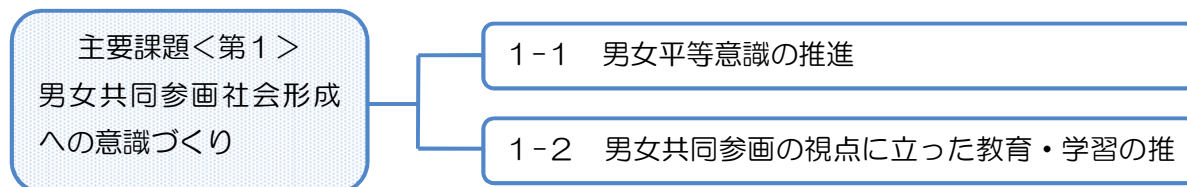
## 第4章

### 計画の展開

## 主要課題<第1>

## 男女共同参画社会形成への意識づくり

### 【施策の体系】



### 【現状と課題】

男女が個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、国籍や人種にかかわらず、互いの人権を尊重し男女平等意識を醸成していくことが重要です。

市民意識調査によると、男女平等の意識については、社会のさまざまな場面において違いがみられ、「男性優遇」と感じる人が男女ともに多くなっています。分野別にみると、『男女平等』と感じる人の割合は、〈学校教育の場〉でとりわけ高い一方、『男性優遇』と感じる人の割合は〈政治の場〉、〈職場〉、〈社会通念・慣習・しきたり〉などで高くなっています。

男女の性別役割分担については、「男女がともに働き、家事・育児についても分担する」という回答がもっとも高くなっていますが、「男性が仕事をし、女性が家事・育児をする」ものという認識も3割以上を占めており、引き続き男女の平等意識と性別にとらわれない生き方の実現を啓発していく必要があります。

### 主な成果目標（指標）

施策の方向	項目	現状値 平成 26 年度	目標値 平成 32 年度
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	19人	50人
1-1	男女共同参画に関する市民意識調査における男女共同参画情報紙の認知度	35.7%	50.0%
1-1	労働に関する他市の取組の調査件数	1件	3件
1-2	職員への啓発を実施した保育所数	12園	16園
1-2	小・中学校における「人権教育プログラム」の活用率	100.0%	100.0%

## 取組の見方

以下のそれぞれの計画として位置付ける「施策」の横には、マークを付けて示しています。

- ・「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画… ☆
- ・「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画… ◎

### (2) 男女共同参画に関する情報収集と提供 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画社会について市民が身近に情報に触れる機会を増やすため、資料を収集し、輝き市民サポートセンターや図書館等にわかりやすく展示・配置します。			
		主要事業		担当課	方針
		8	男女共同参画に関する資料収集の充実	図書館	継続
		9	男女共同参画に関する資料の提供	協働推進課	改善
		10		図書館	継続
2	男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	男女共同参画社会の形成に向け、市民の意識や労働に関する実態を把握し、公開します。			
		主要事業		担当課	方針
		11	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	協働推進課	継続
		12	男女共同参画社会の形成に向けた労働実態調査の実施と公開	シティセールス推進課	継続
		13		協働推進課	継続

「方針」の欄では、「福生市男女共同参画行動計画進捗状況」を踏まえての各課ヒアリングで明らかになった、本計画期間中の事業実施方針を表しています。「方針」については、以下のように表示します。

- ・新規…計画期間中に開始する事業及び以前から実施しており、今回の計画で新たに位置付けた事業
- ・改善…すでに実施しており内容や実施方法を改善して継続する事業
- ・継続…すでに実施しており今後も継続する事業
- ・充実…すでに実施しており今後さらに充実していく事業

## 1-1 男女平等意識の推進

※施策の方向1-1の施策（2）を、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためには、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等及び人権尊重の意識を深く育てていくことが大切です。

本市においてこれまで取り組んできた啓発活動を引き続き推進し、男女共同参画の実現に向けた各市民の行動を促す意識を醸成します。

### 具体的な取組

#### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

No.	施策	施策の概要			
1	男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	男女共同参画社会の形成についての市民の意識を深めるため、さまざまな啓発資料を発行します。また、関連する法律や制度の理解促進や、本行動計画の啓発についても取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		1	広報誌・ホームページによる啓発	協働推進課	継続
		2	男女共同参画情報紙の発行	協働推進課	充実
		3	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	協働推進課	充実
		4	法律や制度の理解の促進	協働推進課	充実
2	男女共同参画に関連する交流の場の形成	市民が参加しながら男女共同参画について理解し、意識を深める場を設けるため、フォーラムやセミナーを開催します。			
		主要事業		担当課	方針
		6	男女共同参画フォーラムの充実	公民館	継続
		7	男女共同参画セミナーの実施	協働推進課	継続

(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	男女共同参画推進のための情報の収集と提供	男女共同参画社会について市民が身近に情報に触れる機会を増やすため、資料を収集し、輝き市民サポートセンターや図書館等にわかりやすく展示・配置します。			
		主要事業		担当課	方針
		8	男女共同参画に関する資料収集の充実	図書館	継続
		9	男女共同参画に関する資料の提供	協働推進課	改善
10	図書館	継続			
2	男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究	男女共同参画社会の形成に向け、市民の意識や労働に関する実態を把握し、公開します。			
		主要事業		担当課	方針
		11	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	協働推進課	継続
		12	男女共同参画社会の形成に向けた労働実態調査の実施と公開	シティセールス推進課	継続
13	協働推進課	継続			

### (3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要			
1	国際理解、交流の推進	国際理解を深めるための講座や交流活動を積極的に進めることにより、人種や国籍にかかわらず市民が男女共同参画を実現できる基盤の意識を醸成します。			
		主要事業		担当課	方針
		14	国際理解教育の推進	教育指導課	継続
		15	国際理解のための講座等の開催	公民館	継続
		16	国際理解及び交流の機会の提供	協働推進課	改善
		17	リーダー養成のための学習機会の提供	生涯学習推進課	継続
2	平和活動の推進	人権の尊重につながる平和についての市民の理解を深めるため、平和に関する資料を市民に提供し、講座等を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		18	平和に関する資料の収集と提供	生涯学習推進課	継続
		19	平和に関する啓発事業の充実	総務課	継続
		20	平和に関する講座等の開催	公民館	継続

## 1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画の必要性に対する認識が市民に浸透するよう、取り組んでいく必要があります。その過程では、学校、家庭、社会、地域等あらゆる場における教育・学習が大きな役割を果たします。

本市においては、これまでも東京都と連携して人権教育等に取り組んでおり、今後も引き続き推進することにより、男女共同参画社会の基盤となる市民の認識を高めることが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要			
1	教育内容の充実	男女平等や男女の違いについての理解を深めるため、学校教育・幼児教育において男女共同参画の視点から教材を作成・活用し、また指導にあたる職員の意識付けに取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		21	男女平等教育の指導目標への位置付け	教育指導課	継続
		22	東京都等の指導資料の活用	教育指導課	継続
		23	男女平等の視点からの教材の見直し	教育指導課	継続
		24	性教育の充実	教育指導課	継続
		25	男女平等の視点からの生活指導・進路指導の実施	教育指導課	継続
		26	幼児教育・保育にあたる職員の意識啓発	子ども育成課	継続
		27	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	図書館	継続
		28	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	協働推進課	新規

No.	施策	施策の概要			
2	学校運営の 充実	学校運営において男女共同参画の視点を踏まえ、男女双方がともに責任をもって参画できるよう、行事の実施方法の見直しに取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		29	学校行事の見直し	教育指導課	継続

## (2) 男女共同参画に関する社会教育の推進

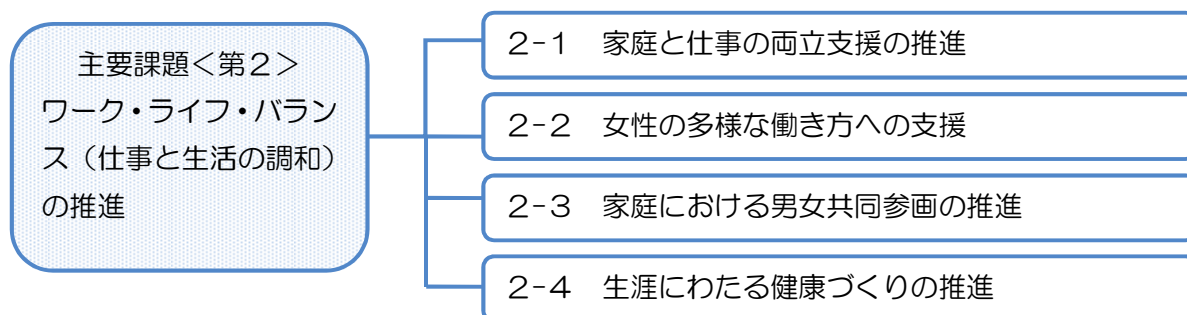
No.	施策	施策の概要			
1	学習機会の 提供の充実	市民が生涯にわたり男女共同参画について学習し、また、さまざまな男女が学習しやすくなるよう、講座や託児つき事業等を通して市民の学習活動を支援します。			
		主要事業		担当課	方針
		30	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	公民館	改善
		31	保育室併設講座・託児つき事業の実施	スポーツ推進課	継続
		32		公民館	改善
33	社会教育活動、市民活動の推進	公民館	改善		



## 主要課題<第2>

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 【施策の体系】



### 【現状と課題】

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが必要です。

福生市子ども・子育て支援事業計画策定にともなうアンケート調査によると、子どもの病気やけがの場合の対応として、「母親が休んだ」が71.3%、「父親が休んだ」が31.2%となっており、共働きの家庭においては女性に仕事と家事・育児等との両立の負担がかかっている現状がうかがえます。

女性の活躍推進法が成立し、各民間事業所や自治体における女性の労働参画が今後ますます進展することが見込まれます。女性が働きやすい環境づくりを、制度面の整備・啓発や、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解づくりから支援していくことが必要です。

また、長時間労働が一般化するなかで、生涯にわたって健康を保つことは重要となります。性別に関係なく市民が健康に生活を送ることができるよう、教室開催や相談業務等からの支援に引き続き取り組む必要があります。

### 主な成果目標（指標）

施策の方向	項目	現状値 平成 26 年度	目標値 平成 32 年度
2-1	低年齢児保育の定員数	476 人	544 人
2-1	デイサービスの年間利用者数	8,131 人	9,000 人
2-2	女性の能力開発に関する講座の実施公民館数	1 館	3 館
2-3	男性の家庭参加の促進に向けた講座への男性の参加率	56.7%	70.0%
2-1,4	パパママクラスへの男性の参加者数	217 人	250 人
2-4	女性の健康づくり支援のスポーツ教室参加者数	1,028 人	1,285 人

## 2-1 家庭と仕事の両立支援の推進

※施策の方向2-1全体を、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

男女がワーク・ライフ・バランスの整った暮らしを実現するためには、家庭と仕事との両立をするための支援が求められています。家庭と仕事の両立の実現に向けた啓発と、実際の育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けたサービス実施の両方に取り組む必要があります。

本市がこれまで実施してきた病後児保育に加え、平成27年度から開始した病児保育などの育児支援の引き続きの推進による育児への支援と、介護への支援や男性の家庭への参画推進の取組を進めることにより、男女がともに家庭と仕事をバランスよく両立できる暮らしの実現を支援します。

### 具体的な取組

#### (1) 家庭と仕事の両立に対する理解促進 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市民の理解の輪を広げるため、ワーク・ライフ・バランスの概念と意義の普及に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		34	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	協働推進課	継続
		35	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	協働推進課	継続
2	ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスを実現するための仕組みを整えるため、短時間労働や育児・介護休業制度を活用しやすくなるよう、事業所に対する働きかけを行います。			
		主要事業		担当課	方針
		36	男女平等モデル事業所の認定	シティセールス推進課	継続
		37	労働時間短縮に向けた取組	シティセールス推進課	継続
		38	育児・介護休業制度の普及・促進	シティセールス推進課	継続

No.	施策	施策の概要			
3	ポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクションの推進に向けて、ポジティブ・アクションの理念の理解促進と、労働関係法の啓発促進に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		39	ポジティブ・アクションの普及・啓発	協働推進課	改善
		40	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	協働推進課	改善

## (2) 子育て支援サービスの充実 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	乳幼児保育の充実	乳幼児保育の充実に向けて、多様な保育サービスを普及したり、認可外保育所に対する支援の充実に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		41	低年齢児保育の拡大	子ども育成課	継続
		42	就労形態に合わせた保育サービスの提供	子ども育成課	継続
		43	認可外保育所への支援の充実	子ども育成課	継続
		44	認可外保育所利用者補助制度の充実	子ども育成課	継続
2	児童の健全育成の充実	児童が放課後に遊ぶ場が確保されるよう、施設の整備と指導員をともなったサービスづくりを進めます。			
		主要事業		担当課	方針
		45	児童館の整備・充実	子ども育成課	継続
		46	学童クラブの充実	子ども育成課	継続
		47	ふっさっ子の広場の充実	生涯学習推進課	継続
3	育児相談・指導の充実	子育て中の親が育児相談や指導を適切に受けられるよう、子ども家庭支援センター事業や親としての知識を身に付ける講座の開催に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		48	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援課	継続
		49	相談業務の充実	健康課	継続
		50	パパママクラスの充実	健康課	継続

No.	施策	施策の概要			
4	交流を通じた 育児支援の 推進	子育て中の親の孤立を防ぐため、産前・産後の親を支援するヘルパー事業や、子育て中の親同士の交流の場づくりに取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		51	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子ども家庭支援課	新規
		52	子育てひろば事業の充実	子ども育成課	充実
		53	子育てネットワークづくりの促進	子ども家庭支援課	継続
54	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	子ども家庭支援課	新規		

### (3) 介護支援サービスの充実 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	介護支援 サービスの 充実	介護と仕事の両立が実現できるよう、介助者の介護への負担を軽減させるためのサービスの充実に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		55	デイサービスの充実	介護福祉課	継続
		56	在宅介護支援センター事業の充実	介護福祉課	継続
		57	地域包括支援センター事業の充実	介護福祉課	継続

### (4) 適切な情報提供の実施 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	福祉に対する 理解の推進	福祉教育を充実させることにより、介護や育児に対する理解を促進し、福祉との関わり方を市民が日常的に考えられる機会をつくれます。			
		主要事業		担当課	方針
		58	福祉教育の充実	教育指導課	継続
		59		公民館	継続

## 2-2 女性の多様な働き方への支援

※施策の方向2-2全体を、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

男女がともにワーク・ライフ・バランスのとれた生き方を実現するにあたっては、出産や育児等によって働くことが中断されやすい女性に対する働き方の支援が必要です。支援にあたっては、女性の能力を伸ばすだけでなく、女性が働きやすい職場環境の形成に向けた支援を行うことも重要です。

本市がこれまで取り組んできた制度の普及活動に引き続き取り組むとともに、女性の能力開発を目的とする講座の内容を検討し、女性の多様な働き方の実現に取り組む必要があります。

### 具体的な取組

#### (1) 女性の能力開発の推進 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	女性の能力開発のための支援の充実	女性が就業に向けて自己の能力を伸ばすことができるよう、講座を通して支援します。			
		主要事業		担当課	方針
		60	自己啓発、能力開発に関する学級、講座の実施	公民館	継続

#### (2) 女性の就業・再就職支援 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	就労環境の整備	労働の法律や制度に対する市民の理解を促進し、女性の多様な働き方を支援するための制度の整備と実効性の確保に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		61	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	シティセールス推進課	継続
		62	労働に関する相談体制の整備	シティセールス推進課	継続
2	女性のための就労支援の充実	女性が働く場を見つけることができるよう、女性に対する就業情報の提供に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		64	ハローワークと連携し求人情報を提供	シティセールス推進課	継続

## 2-3 家庭における男女共同参画の推進

※施策の方向2-3全体を、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

男女がともに仕事と生活が調和した暮らしを実現するためには、性別にかかわらず家庭に参画し役割を担っていくことが必要です。しかしながら、依然として家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的性別役割分担の意識が存在しており、女性への負担に偏っているという現状があります。

本市がこれまでに取り組んできた家庭への参画を推進するための講座等の内容を今後さらに発展させ、家庭における男女の共同分担意識の醸成を図っていくことが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	家庭における共同分担意識の醸成	家庭において男女がともに家事・育児・介護に取り組む意識を持つことができるよう、家庭での共同分担意識の醸成に向けた啓発や講座を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		65	ワーク・ライフ・バランスを考える講座の開催	公民館	改善
		66	介護に対する共同分担意識の啓発	介護福祉課	改善
		67	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	公民館	改善

## 2-4 生涯にわたる健康づくりの推進

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、相手に対して思いやりをもつことは、人権の尊重につながります。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持ち、男女が主体的に妊娠や出産等を選択していけるよう、意識の啓発と支援を整備していく必要があります。

生涯にわたる健康づくりにも取り組み、性別に関係なく、あらゆる市民の健康な生活の支援を実施していきます。

### 具体的な取組

#### (1) 母性保護と母子保健の推進（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

No.	施策	施策の概要			
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	男女が性そのものについて正しい認識を持ち、女性が主体的な生き方を選択していくことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性感染症についての理解を深める事業を推進します。			
		主要事業		担当課	方針
		68	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	健康課	継続
		69	性教育の充実（再掲）	教育指導課	継続
		70	性感染症に対する知識の普及、啓発	健康課	継続
		71		教育指導課	継続
72	性の商品化防止の啓発、周知	協働推進課	充実		
2	母性保護の推進	人権尊重につながる母性保護に向けての意識づくりを行うため、母性や健康についての正しい知識の普及・啓発に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		73	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	健康課	継続

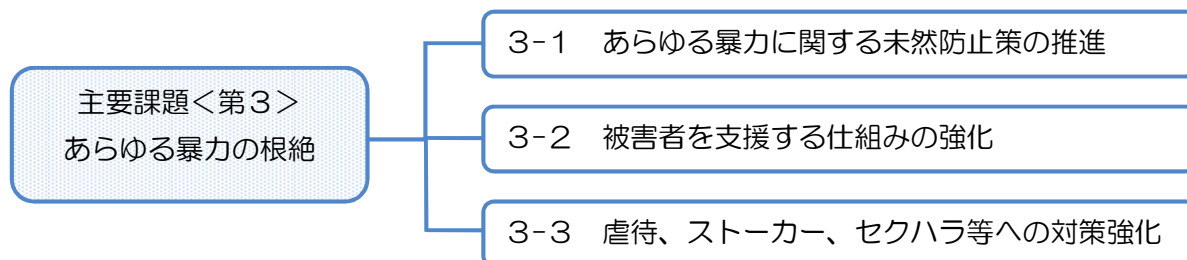


No.	施策	施策の概要			
3	母子保健事業の充実	妊娠、出産、育児について、夫婦がともに理解し協力して取り組むことができるよう、両親学級としてのパパママクラスを充実し、また育児不安を払拭するための相談支援を行います。			
		主要事業		担当課	方針
		74	パパママクラスの充実（再掲）	健康課	継続
		75	妊産婦の健康診査、指導の充実	健康課	継続
		76	相談業務の充実	健康課	継続

## (2) 心身の健康づくりの推進

No.	施策	施策の概要			
1	健康診査等の実施	健康診査や特定保健指導を通して、疾病の予防と早期発見を促進し、心の健康づくり事業や健康相談を通して、心身の健康を保つための支援を行います。			
		主要事業		担当課	方針
		77	特定健康診査・特定保健指導の実施	健康課	継続
		78	若年健康診査事業の実施	健康課	新規
		79	無保険者健康診査の実施	健康課	継続
		80	健康教育・健康相談の充実	健康課	継続
2	健康づくりへの支援	健やかな身体づくりと体力の向上を支援するため、気軽に楽しく取り組むことができる教室を開催します。			
		主要事業		担当課	方針
		82	中高齢者の自立支援に向けた健康介護予防教室の実施	スポーツ推進課	改善
		83	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	スポーツ推進課	改善

【施策の体系】



【現状と課題】

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかしながら、暴力の形は多様化しており、根絶に向けた引き続きの取組が必要です。

配偶者暴力（DV）自体の認知度は上昇しており、市民意識調査によると、DVの言葉自体を知らない人は1.0%となっています。しかし、同じく市民意識調査より、被害の状況については、DVを直接・間接的に経験した人の合計は3割台となっている一方で、対応は「だれにも相談しなかった」が最多となっており、その理由で最も多いのは「相談しても無駄だと思った」の47.8%となっていることから、支援に結びついていない被害が存在しています。

一方、国では、平成25（2013）年のDV防止法の一部改正において、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても準用となったことから、いわゆるデートDV\*の被害者保護が進められており、本市においても対応が求められます。

DVやデートDVの被害者が適切に相談を受けられるよう、また、高齢者や子どもに対する虐待といったほかの暴力についても相談体制を整備し、関係機関と連携しての被害者の早期発見を進めていく必要があります。また、暴力を未然に防ぐため、引き続き啓発活動に取り組むことが重要です。

主な成果目標（指標）

施策の方向	項目	現状値 平成26年度	目標値 平成32年度
3-1	中高生に対する出前講座の実施件数	0件	5件
3-1	人権講座の実施公民館数	1館	3館
3-2	選挙人名簿の閲覧用名簿からDVやストーカー等の被害者を外す措置の実施率	100.0%	100.0%
3-3	市職員のハラスメント防止研修受講率	56.2%	100.0%
3-3	高齢者虐待防止啓発パンフレットの設置か所数	3か所	20か所
3-3	要保護児童対策地域協議会の研修参加者数	40人	60人

### 3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進

※施策の方向3-1全体を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

配偶者暴力（DV）は、個人や家庭内などの限られた場所で起きやすいため、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。本市ではこれまで、市役所や関係機関に対し、暴力防止に向けた啓発活動に取り組んできました。また、市民に向けては、新成人に対するデートDVの啓発活動にも取り組んでいます。今後、特に若い世代を中心とした啓発が必要です。

市民一人ひとりが暴力に対する正しい知識を持つことにより、暴力の根絶に対する意識を市民のなかに醸成するとともに、暴力が重大化する前に未然に防止することが必要です。

#### 具体的な取組

#### (1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発 ㊦

No.	施策	施策の概要			
1	DV・デートDVに関する啓発の実施	市民がDVやデートDVについて理解することを目的として、意識啓発に取り組めます。また、若い世代を対象とした出前講座や、少人数によるDVを考える講座等を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		84	配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発の充実	協働推進課	改善
		85	デートDVについての啓発の推進	協働推進課	改善
		86	DV講座等の実施	公民館	継続
		87	男女共同参画情報紙の発行（再掲）	協働推進課	充実
2	人権について考える機会の提供	男女がお互いの性を尊重し暴力に至ることのないよう、人権について考えるための講座を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		88	人権についての講座の実施	公民館	充実

## 3-2 被害者を支援する仕組みの強化

※施策の方向3-2全体を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

男女間の暴力を繰り返さないためには、相談体制を整え、相談窓口の周知に努めるとともに、被害者が確実に守られるよう支援体制を確立することが必要です。

本市においては、女性の悩みごと相談窓口等を設け、周知を図っていますが、市民意識調査の結果では、DVを経験した人の対処としては、「だれにも相談しなかった」が最も多くなっていることから、相談につながっていない被害の存在がうかがえます。相談窓口の存在を引き続き周知するとともに、被害者の自立支援措置を実施していくことが重要です。

### 具体的な取組

#### (1) 相談体制の強化と周知 ㊦

No.	施策	施策の概要			
1	DVに関する相談窓口の周知	DVを受けた被害者が相談を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		89	「DV防止法」に基づく通報についての周知	協働推進課	充実
		90		社会福祉課	継続
91	女性悩みごと相談窓口の充実	社会福祉課	継続		

#### (2) 被害者の自立支援の推進 ㊦

No.	施策	施策の概要			
1	被害者に対する支援措置の実施	DV やストーカー等に暴力を受けた被害者を保護し、自立を支援するため、被害者に対する支援措置を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		92	被害者の自立のための相談・支援	社会福祉課	継続
		93		子ども家庭支援課	継続
		94	DV やストーカー行為被害者等の支援	総合窓口課	継続
95	選挙管理委員会事務局	継続			

### 3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化

暴力には、虐待やストーカー、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やマタニティ・ハラスメント（マタハラ）\*といったハラスメント全般等、身体的なものから精神的に苦痛を与えるものまで幅広く含まれます。

本市においては、セクシュアル・ハラスメント研修を職員に対して実施しており、また虐待については各関連機関と連携を図りながら対応しています。今後も、各機関と引き続き連携しながら、ハラスメントの防止と被害者の早期発見及び適切な対処を推進していくことが重要です。

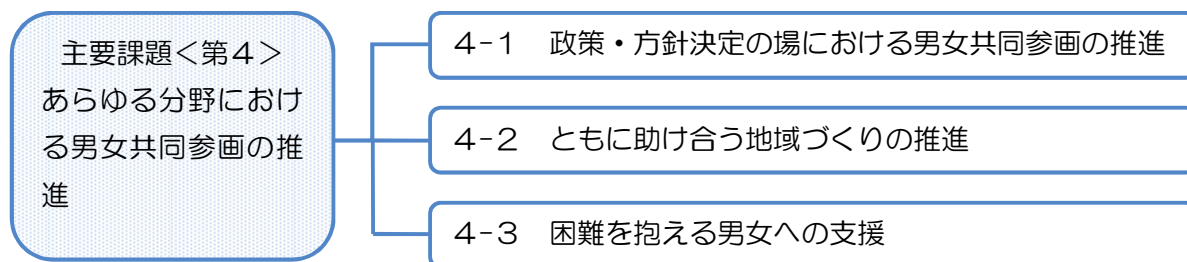
#### 具体的な取組

#### (1) 早期発見のための取組と連携強化

No.	施策	施策の概要			
1	ハラスメント防止に向けた取組の推進	職員に対する研修を通してハラスメントについての正しい理解を促進するとともに、市民に対するハラスメント防止のための啓発を通して、ハラスメントを根絶するための雰囲気づくりに取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		96	セクシュアル・ハラスメント研修の充実	職員課	継続
		97	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	シティセールス推進課	継続
	98	企業等に対するハラスメント研修講師派遣	協働推進課	新規	
2	高齢者への虐待防止の取組の充実	高齢者虐待について市民に啓発を行うとともに、相談窓口の充実を図ることにより、高齢者が被害を受けた場合に適切な支援につなげます。			
		主要事業		担当課	方針
		99	高齢者虐待の防止のための意識啓発	介護福祉課	継続
		100	高齢者虐待相談窓口の充実	介護福祉課	継続

No.	施策	施策の概要			
3	児童への虐待防止の取組の充実	虐待から児童が守られるよう、児童虐待防止に向けた啓発と、相談体制の整備、早期の発見から支援につなげるための各機関との連携に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		101	相談・通告窓口の充実	子ども家庭支援課	継続
		102	児童虐待の防止のための意識啓発	子ども家庭支援課	継続
		103		教育指導課	充実
		104	早期発見・早期支援の取組	障害福祉課	継続
		105		健康課	継続
		106		子ども育成課	継続
		107		子ども家庭支援課	継続
		108		教育指導課	充実
		109	民生児童委員、主任児童委員活動との連携	社会福祉課	継続
		110		教育指導課	充実
		111	児童相談所等関係機関との連携の強化	子ども家庭支援課	継続
		112		教育指導課	充実
113	子どもの安全を守るための取組	教育指導課	継続		
4	障害者への虐待防止の取組の充実	障害者に対する虐待を防ぐため、虐待防止に向けた啓発と、虐待発見後の対処につなげるため、障害者虐待に関する通報を受ける相談事業を関係機関と連携して実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		114	障害者虐待防止のための意識啓発	障害福祉課	充実
		115	障害者虐待防止センターの設置	障害福祉課	継続
		116	早期発見・早期支援の取組（再掲）	障害福祉課	継続

【施策の体系】



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、これまで男女が平等でなかった分野を含め、男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参画していくことが必要です。

しかしながら、女性の社会参画が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画は男性に比べて少ない現状があり、女性の意見が市政等に十分に反映されているとはいえません。市民意識調査によると、「男女平等である」との回答は「政治の場」では6.6%となっており、「家庭生活」、「職場」などと比較すると低くなっています。

本市では、審議会等における女性委員の割合を30%にするという目標を掲げ、関係各課において推進を図っており、平成26年4月1日現在25.9%<sup>\*1</sup>となっています。一方、市職員における女性の割合については平成26年4月1日現在31.9%<sup>\*2</sup>となり、目標値の30%をはじめ達成しました。

また、地域社会においても性別にかかわらず男女が自己実現を図るために、男女共同参画を平常時より推進することが重要です。先の東日本大震災においては、防災時に男女の性別の違いにより安心や安全が損なわれることが明らかになっており、地域で男女共同参画を意識して災害時に備えておくことも重要となっています。

さらには、困難を抱える男女に対する支援も重要となっています。ひとり親家庭が多いという本市の現状を踏まえると、ひとり親が陥りがちな貧困の世代間連鎖を防ぐことが必要です。また、性的少数者や在住外国人に対しても支援を進める必要があります。

※1 審議会等における女性委員の割合…平成27年4月1日現在 24.4%

※2 女性職員の比率…平成27年4月1日現在 34.2%

主な成果目標（指標）

施策の方向	項目	現状値	目標値
		平成26年度	平成32年度
4-1	審議会等における女性委員の割合	25.9% <sup>*1</sup>	30.0%
4-1	市職員における女性の割合	31.9% <sup>*2</sup>	40.0%
4-1	育児休業取得セミナーへの職員の参加率	100.0%	100.0%
4-2	地域活動情報の広報紙への掲載回数	年24回	年24回
4-3	ひとり親に対する家事サービス事業への登録世帯数	13世帯	21世帯

## 4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

※施策の方向4-1全体を、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。

性別にかかわらず、男女がともに政策・方針決定の場に参画することは、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。政策・方針決定の場において少数になりがちな女性に対して、女性の参画を促すための取組を進める必要があります。

審議会等への女性委員の登用や市民参加を促進するとともに、庁内において男女共同参画を推進し、市政運営にあたっての男女平等の職場環境を整えます。

### 具体的な取組

#### (1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	審議会等への女性の登用の促進	審議会等に女性を登用することを全庁で取り組むため、各課でそれぞれ委員への女性の登用を推進するとともに、目標値の周知に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		117	女性委員の登用の促進	各課	改善
		118	女性委員の登用の目標値の周知	協働推進課	継続
2	市政への女性意見の反映	市民の意見を市政に反映していくため、市民からの意見を収集するための交流の場を作り、また、市民会議において女性の参画を進めます。			
		主要事業		担当課	方針
		119	市民参画の機会の充実	各課	継続
		120	女性の意見反映の機会の充実	各課	継続
		121	男女共同参画フォーラムの充実（再掲）	公民館	継続
		122	男女共同参画セミナーの実施（再掲）	協働推進課	継続



## (2) 女性リーダーの育成 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	女性人材の発掘及び育成	輝き市民サポートセンター等で市が女性・男性も含めた人材情報の収集に努めることにより、リーダーとなる人材を発掘し、男女双方が市に参画していく機会につなげます。			
		主要事業		担当課	方針
		123	女性人材情報の収集と提供	協働推進課	充実
2	女性の参画機会の提供	女性の参加しやすさに配慮し、女性の能力を生かす場を提供することにより、女性が市において活躍する場の拡大につなげます。			
		主要事業		担当課	方針
		124	リーダー養成のための学習機会の提供	公民館	改善
		125	市民参画の機会の拡充	各課	継続

## (3) 庁内における男女共同参画の推進 ☆

No.	施策	施策の概要			
1	女性職員の積極的登用	女性職員の比率を向上させ、また女性の登用が進むよう、人事の採用活動や任用制度の見直しを行うとともに、幅広い職員配置に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		126	女性職員比率向上	職員課	継続
		127	管理職等への女性職員の積極的登用	職員課	継続
		128	勤務環境の整備	職員課	継続

No.	施策	施策の概要			
2	市庁内における男女平等の徹底	男女共同参画推進に向けた市職員の意識づくりを進めるため、職員に対して、育児休業取得セミナーやセクシュアル・ハラスメント研修への参加を促します。また庁内での男女共同参画推進の環境を整えるため、性別にかかわらず職員が平等に業務に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。			
		主要事業		担当課	方針
		129	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	職員課	継続
		130		職員課	継続
		131	セクシュアル・ハラスメント研修の充実（再掲）	職員課	継続
		132	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	各課	継続
		133	旧姓使用選択制の継続	職員課	継続
		134	男女平等推進条例の創設検討	協働推進課	新規
		135	男女共同参画審議会の常設化の検討	協働推進課	新規

## 4-2 とともに助け合う地域づくりの推進

近年、世帯の少人数化やひとり親世帯の増加が進むなかで、地域とのつながりを持ち、地域内の連携を平常時より強める仕組みづくりを通して、地域における居場所をつくり、市民の孤立を防ぐことが必要です。また、防災の取組として、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を推進するとともに、外国人に対しても防災・減災対策の向上を図るなど、あらゆる市民にとっての災害対策を推進していくことが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) 地域活動への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要			
1	地域活動の推進	地域において男女が平等に活動に参画できるよう、情報提供や活動への促進に取り組みます。			
		主要事業		担当課	方針
		136	地域活動情報の提供	秘書広報課	継続
		137	生きがい対策の充実	公民館	継続
	138	社会教育活動、地域活動への参加の推進	生涯学習推進課	改善	

#### (2) 地域防災への男女共同参画の推進

No.	施策	施策の概要			
1	防災意識の醸成	防災時に発生しうる状況等について事前に学ぶ機会を設けることで、災害時に性別にかかわらず市民が協力しあえるための意識づくりを進めます。また、男女の性差や外国人に配慮した避難所運営や備蓄品の管理を行います。			
		主要事業		担当課	方針
		139	自主防災リーダー講習会の実施	安全安心まちづくり課	新規
	140	ふっさ防災展の開催	安全安心まちづくり課	新規	

## 4-3 困難を抱える男女への支援

個々の家庭の状況や国籍により、社会とのつながりを保ちながら自分らしい暮らしを実現することが難しい方が存在しています。本市において割合の高いひとり親家庭や、在住外国人、性的少数者等、複合的な困難を抱えやすい状況にある男女を対象として、支援に取り組む必要があります。

本市でこれまで取り組んできたひとり親家庭に対する就労相談・支援に取り組むとともに、ひとり親が貧困に陥りやすいことを踏まえ、貧困の世代間連鎖を断つための支援の推進が必要です。また、性的少数者や在住外国人等に配慮した支援事業に取り組んでいくことが必要です。

### 具体的な取組

#### (1) ひとり親家庭や性的少数者等への支援

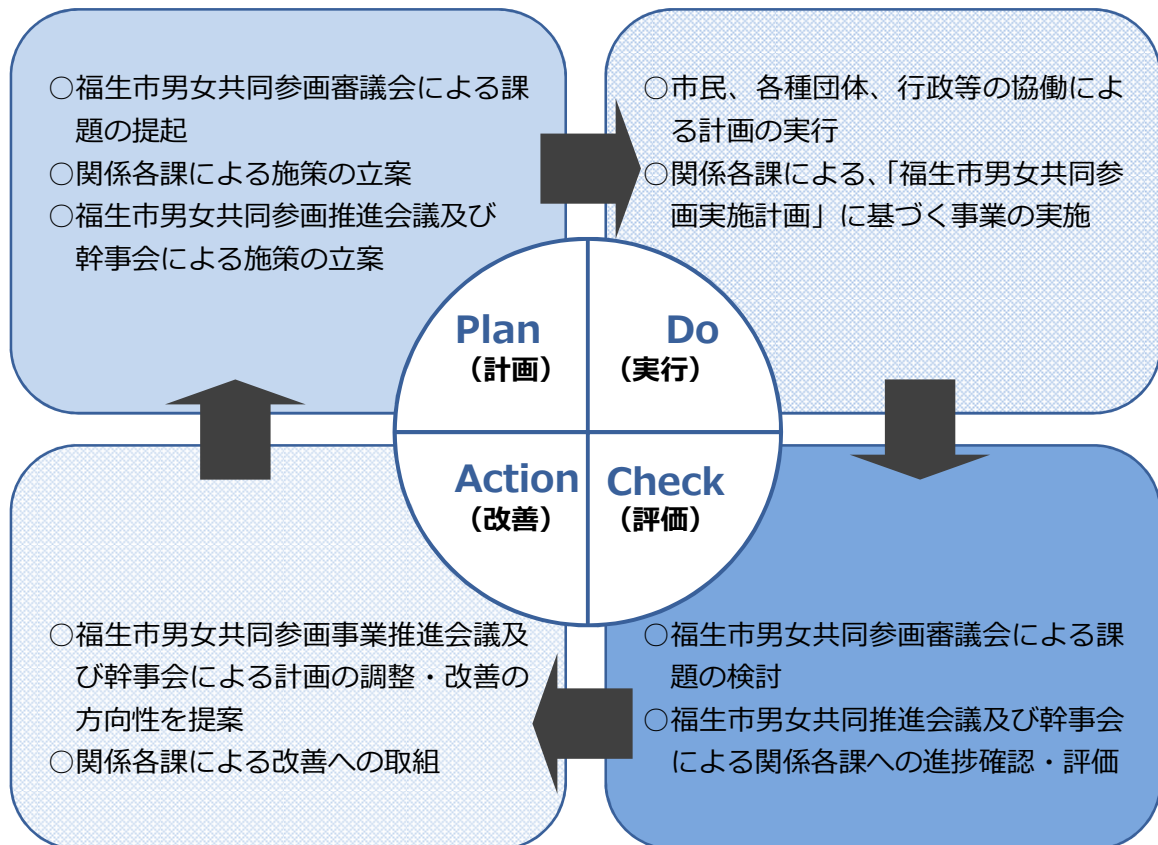
No.	施策	施策の概要			
1	ひとり親家庭への支援の充実	困難を抱えがちなひとり親家庭に対して、家事援助サービスや就労費用助成等を行うことにより、家庭と仕事の両立に向けた支援に取り組めます。			
		主要事業		担当課	方針
		141	ひとり親家庭への就労相談・支援の充実	子ども育成課	継続
		142		子ども家庭支援課	継続
2	性的少数者に配慮する意識の醸成	性的少数者が性別の枠にとらわれることなく、社会に参画していくことを支援するための取組を実施します。			
		主要事業		担当課	方針
		143	性的少数者に配慮した取組の実施	各課	新規
		144	人権についての講座の実施（再掲）	公民館	充実

## 第5章 計画の推進

### (1) 庁内推進体制の充実

本計画で位置付けた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の組織同士、また各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点に基づく進捗管理を行います。各課の取組について、市民に対するアンケート調査の結果や各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。庁内の施策の計画的な実施にあたっては、3か年ごとの「福生市男女共同参画実施計画」を策定し、毎年度見直しを行います。

#### 【計画の推進体制】



## 【各組織の役割】

### 福生市男女共同参画審議会

学識経験者や市民等の代表から、市長による委嘱を受けた6名までの委員によって構成される審議会です。委員の任期は市長の諮問から答申を提出するまでで、市長の諮問に応じて計画策定に向けた基本的な方針を審議します。

### 福生市男女共同参画事業推進会議

生活環境部長を本部長に据えた、庁内の14の課の課長・主幹から成る本部です。福生市男女共同参画行動計画に基づく事業の推進にあたって、計画の推進及び総合調整、計画の変更に関することを所掌します。本部には幹事会を設置します。

### 福生市男女共同参画推進幹事会

福生市男女共同参画審議会の事務局を務める協働推進課内に設置される会議です。

男女共同参画の推進にあたって、進捗管理や各課への働きかけの内容を確認します。進捗管理にあたっては、年1回の各課への事業実施進捗確認の実施と、ヒアリングの適宜実施を行います。また、各課に確認した内容を反映して施策の立案と実施に向けた各課への働きかけを行います。

## (2) 市民との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・市民団体・事業所等と連携して施策の実施を推進していくことが重要です。男女共同参画に向けての取組にあたっては、市民団体や、男女共同参画フォーラムの市民実行委員会の公募などにより、市民が男女共同参画事業の担い手となる機会をつくり出し、市民と行政が一体となって、計画推進に努めます。また、本計画の進捗状況を広く市民に公開します。

## (3) 国・都・他区市町村や企業等との連携

男女共同参画の事業の実施にあたっては、本市だけでの解決が困難な課題が存在します。事業所における労働環境の改善に向けた働きかけや女性の就業に対する支援、DVをはじめとした暴力の被害者に対する保護・支援等については、必要に応じてほかの機関を紹介するなど、国・東京都・関係機関と連携して対応します。また、問題の解決にあたって国や東京都が措置を講じる必要があると考えられる場合には、必要に応じて要望や提言に取り組みます。他方、ほかの区市町村や企業等の取組についても情報収集を行い、必要に応じて視察を行うなど、本市の取組の参考とします。





## 第6章 資料編

- 1 福生市男女共同参画審議会条例
- 2 福生市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 福生市男女共同参画審議会審議経過
- 4 諮問・答申
- 5 福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱
- 6 日本国憲法（抜粋）
- 7 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）
- 8 男女共同参画社会基本法
- 9 東京都男女平等参画基本条例
- 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- 12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 13 用語解説

# 1 福生市男女共同参画審議会条例

施行 平成27年4月1日

## (設置)

第1条 福生市における男女共同参画社会の形成に関する取組の方針を審議するため、福生市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福生市男女共同参画行動計画の策定に向けた基本的な方針を審議する。

## (組織)

第3条 審議会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)市民等の代表

## (任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、市長に答申するまでの間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、会議の議長となる。

## 2 福生市男女共同参画審議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	諸橋 泰樹	フェリス女学院大学教授
副会長	竹島 芳子	福生市民生児童委員
委員	中野 幸子	福生市小中学校長会
委員	山下 真一	商工会会長
委員	谷川 由紀子	公募委員
委員	田中 伸英	公募委員

## 3 福生市男女共同参画審議会審議経過

	開催日	検討事項
第1回	平成27年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 福生市男女共同参画審議会の設置目的について</li> <li>・ 福生市における男女共同参画について</li> <li>・ 審議会スケジュール</li> </ul>
第2回	平成27年 7月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23から26年度 福生市男女共同参画行動計画（第4期）実施計画進捗状況の報告について</li> <li>・ 福生市の課題のまとめについて</li> <li>・ 骨子案の検討について</li> <li>・ 新規の施策例について</li> </ul>
第3回	平成27年 9月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福生市男女共同参画行動計画（第5期）の策定に向けての基本的な考え方について</li> </ul>
第4回	平成27年 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福生市男女共同参画行動計画（第5期）答申（案）について（協議）</li> <li>・ 福生市男女共同参画行動計画（第5期）答申（案）について（報告）</li> <li>・ 福生市男女共同参画行動計画（第5期）答申</li> </ul>

## 4 諮問・答申

写

福生協発第 19 号  
平成 27 年 5 月 27 日

福生市男女共同参画審議会会長 殿

福生市長 加藤 育男

「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）について」（諮問）

このことについて、福生市男女共同参画審議会条例第 2 条の規定に基づき、福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）の策定に向けての基本的な考え方について、貴審議会に意見を求めます。

諮問理由

福生市では、平成 23 年 3 月に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第 4 期）」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、総合的、計画的な推進を図っています。

同計画策定後の社会・経済環境の変化等を踏まえ、「福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）」を策定するに当たり、今後、市が男女共同参画を推進するための基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

写

福生協発第 43 号  
平成 27 年 10 月 26 日

福生市長 加藤 育男 様

福生市男女共同参画審議会  
会長 諸橋 泰樹

福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）について（答申）

平成 27 年 5 月 27 日付け、福生市男女共同参画行動計画（第 5 期）について（諮問）で当審議会に諮問のあったこのことについて、別紙のとおり当審議会の意見を提出します。

## 5 福生市男女共同参画事業推進会議設置要綱

施行 平成18年4月1日  
改正 平成19年4月1日  
平成22年4月1日  
平成23年4月1日  
平成26年7月1日  
平成27年4月1日

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、福生市男女共同参画行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく事業を推進するため、福生市男女共同参画事業推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 行動計画の変更に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、生活環境部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (座長)

第4条 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

- 2 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は意見を述べさせることができる。

### (幹事会)

第6条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、生活環境部協働推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、会議が指定した者をもって充てる。
- 5 幹事会は、会議から付託された事項を審議する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、かつ、会議の議長となる。

### (庶務)

第7条 会議及び幹事会の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 福生市男女共同参画行動計画策定委員会設置要綱(平成12年7月21日決定)は、廃止する。

### 附則(平成19年4月1日要綱第28号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附則(平成22年4月1日要綱第7号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則(平成23年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附則(平成26年7月1日要綱第24号抄)

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

### 附則(平成27年4月1日要綱第29号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 別表(第3条関係)

企画調整課長 総務課長 職員課長 総合窓口課長 シティセールス推進課長 協働推進課長 社

会福祉課長 介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 教育部主幹 生涯  
学習推進課長 公民館長

## 6 日本国憲法（抜粋）

公布 昭和21年11月3日  
施行 昭和22年5月3日

### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第2章 戦争の放棄

#### 【戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認】

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第3章 国民の権利及び義務

#### 【国民たる要件】

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

#### 【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

#### 【自由及び権利の保持義務と公共福祉性】

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

#### 【個人の尊重と公共の福祉】

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### 【平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界】

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

#### 【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障】

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**【請願権】**

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**【公務員の不法行為による損害の賠償】**

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**【奴隸的拘束及び苦役の禁止】**

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**【思想及び良心の自由】**

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**【信教の自由】**

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**【集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保持】**

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**【居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由】**

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**【学問の自由】**

第23条 学問の自由は、これを保障する。

**【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】**

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】**

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**【教育を受ける権利と受けさせる義務】**

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**【勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止】**

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**【勤労者の団結権及び団体行動権】**

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**【財産権】**

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**【納税の義務】**

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**【生命及び自由の保障と科刑の制約】**

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**【裁判を受ける権利】**

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。



### 【逮捕の制約】

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

### 【抑留及び拘禁の制約】

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

### 【侵入、搜索及び押収の制約】

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 【拷問及び残虐な刑罰の禁止】

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

### 【刑事被告人の権利】

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

### 【自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界】

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

### 【遡及処罰、二重処罰等の禁止】

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

### 【刑事補償】

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

### 【基本的人権の由来特質】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

### 【憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守】

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

### 【憲法尊重擁護の義務】

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 7 女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

採択 1979年(昭和54年)12月18日  
(国際連合第34回総会)

効力発生 1981年(昭和56年)9月3日  
日本国 1985年(昭和60年)6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいない

かを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以

下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 8 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。



#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、

及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### **第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対

し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則（平成11年6月23日法律第78号）** 【抄】

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**附則（平成11年7月16日法律第102号）** 【抄】

**(施行期日)**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで略

(11) 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

第30条第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則（平成11年12月22日法律第160号）** 【抄】

**(施行期日)**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 9 東京都男女平等参画基本条例

施行 平成12年4月1日

### 前文

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

(1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会

(2) 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会

(3) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

#### (都の責務)

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

#### (都民の責務)

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (都民等の申出)

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

### 第2章 基本的施策

#### (行動計画)

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

#### (情報の収集及び分析)

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

#### (普及広報)

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

#### (年次報告)

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

### 第3章 男女平等参画の促進

#### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

### 第4章 性別による権利侵害の禁止

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

### 第5章 東京都男女平等参画審議会

#### (設置)

第15条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第16条 審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならないように選任しなければならない。

#### (専門委員)

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

#### (委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

**(運営事項の委任)**

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 10 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号  
最終改正 平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この



章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

#### (保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。))

に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

**(保護命令の申立て)**

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

**(迅速な裁判)**

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

**(保護命令事件の審理の方法)**

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

**(保護命令の申立てについての決定等)**

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談

し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

#### (第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**(法務事務官による宣誓認証)**

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

**(民事訴訟法の準用)**

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

**(最高裁判所規則)**

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第 5 章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市の支弁)**

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

**第 5 章の 2 補則**

**(この法律の準用)**

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合に

において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

## 第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附則 〔抄〕

#### （施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

#### （施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

#### （検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 11 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日策定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

### 〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

#### （仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### （働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

#### （共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### （仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### （多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につながるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労



働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### （多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### （明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

##### ① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものがないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりを促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

#### （企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### （国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

**(国)**

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

**(地方公共団体)**

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

## 12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
  - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
  - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
  - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
  - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）

### 附 則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第2節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。

ない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する

報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第 2 号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 16 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の

職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

##### (啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

##### (秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### (政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。第34条第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附則 〔抄〕

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 13 用語解説

	用語	解説
あ 行	M字曲線	<p>日本女性の年齢階級別の労働力率を折れ線グラフにとると、アルファベットの「M」の文字を描いていることを表しているもの。M字カーブともいい、30歳代前半を谷底とする形を表している。</p> <p>これは、多くの女性が結婚、出産、育児を契機に退職し、育児終了とともに（主に短時間雇用者として）再度労働市場に戻ってくる『中断再就職型』という就労形態を示している。</p>
か 行	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均こども数を表す。
さ 行	就業率	15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の割合。
	性的少数者	セクシュアル・マイノリティーとも呼ばれる。
	性別役割分担意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが自然だとする固定観念。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は性別役割分担意識が解消されていないことにより、男性・女性の役割を決めている例となっている。</p>
	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。</p> <p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。</p>

た 行	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。
	デートDV	若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）。DVが一般的に配偶者から受ける暴力を示すのに対し、デートDVは配偶関係にない交際相手からの暴力を示す言葉として使用されている。
	DV	<p>一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではないため、内閣府では正式には「配偶者からの暴力」という言葉を使っているが、本計画では配偶者から受ける暴力について、総称して「DV」と表記している。</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。</p>
は 行	ハラスメント	ハラスメント（Harassment）とは、もとはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいう。その種類は様々であり、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを総称していう。
	ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭を併せた総称。
	平均初婚年齢	初めて結婚（婚姻）して同居を始めた年齢の平均を算出したもの。

	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	<p>さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。</p> <p>ポジティブ・アクションの例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、ポジティブ・アクションは国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。</p>
ま 行	マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	<p>職場において妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う（ひどい場合には退職にまで至る）行為を指す言葉。</p>
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。</p>
	労働力率	<p>労働力人口（就業者と完全失業者の合計）が15歳以上人口に占める割合。</p>
わ 行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	<p>国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>

---

## 福生市男女共同参画行動計画（第5期）

発行年月 平成 28 年 3 月

発 行 福生市 生活環境部 協働推進課  
男女平等推進担当

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1590

Fax 042-552-9433

---